

### Ⅲ 江戸時代の進展



## 酒屋の家柄、その祖先たち

酒屋衆は殆んどの場合、非常に古い家柄を語り伝えている。江戸時代中期からの家業伝説を持っているものは勿論、明治になってから酒造りを開業したもので、その家柄としては、戦国時代や江戸初期以来の語り伝えをもっている。酒屋衆の苗字を見ると、土着の地名を名乗っているものも多く、さむらいの分かれを伝説している者も少なくない。確かに、彼らの祖先の多くは、戦国時代の終り頃までは、在村の郷土や知行取りであり、根っからの農民ではない。たとえば、その付近にある地名を苗字にしているものは、鎌倉時代から戦国まで、その地名村の支配者一族であったことの証拠である。

それでは、在村の知行取りであり、小豪族であった祖先たちが、どのような機会をきっかけに、刀を捨てて農民になり、やがて商人へと変っていったのか、柳田国男にしたがえば、それは、中世的武家政治が戦国の実力大名によって突き崩され、近世的な封建社会秩序へと移っていく、革命の過程の中における出来ごとであったという。そこで、その出来ごとの幾つかを振りかえっておこう。

祖先たちは、鎌倉時代から戦国時代までの長い間、それぞれの地方の豪族郷土とし、或はその一族郎党として、定着的に、知行取りの生活をしてきた。被官百姓や地下人じげじんを抱えて、独立国的にその領地を耕作し、日頃は農民であり、いったん事がおこれば、その領地からあがってくる米穀を兵糧として、農兵団を組織し、いくさ場に馳せ参じたのである。しかし、戦国時代が進んで、いわゆる大小の戦国大名が現れてくると、村々における小知行取りたちの独立的な存在は次第にその影を薄くし、近隣、或は一国的な勢力者のもとに、家臣團として組み込まれなければならなかった。

ところで、その知行取り連中に、最も悲しい時がやってきた。家臣團を成立せしめた強力な支配者たちが、在村知行取りの所属するそれぞれの小領主にむかって、他の地方への転任命令を発するようになってきたからである。最初に、それをやったのは武田信玄であった。信濃を手中におさめた信玄は、この土地の旧勢力を根絶するために、大物領主は殺したり、追放したりし、群小の地方豪族は国

外に知行替えして、そのあとへ、甲斐から腹臣を持ってきて、据えた。

諏訪氏のように殺ろされてしまったものもあるが、松本の小笠原や伊那の保科は浪人の身に追いやられ、奥信濃の村上、高梨、島津、村上、井上などは謙信を頼って、春日山に落ちのびなければならなかった。謙信は、直江津の五智海岸に信濃町をつくって、逃亡者の一族郎党を收容したほどであり、そのあとの信州は完全に甲斐の植民地と化した。

このように、群小の領主が追放されたり、国外に転住させられたりすると、その家臣に組みこまれていた村々の小知行取り連中は、異動命令を受けた自分の領主につき従って、何百年も住み馴れた、父祖伝来の故郷を捨てるか、然らずして故郷にとどまろうとするならば、刀を捨て、小さくなって世をしのび、ささやかに鋤を振っているよりほか仕方がなかったのである。ここに、在村小豪族や郷士一族たちの、農民に転身していく、一つのきっかけがあったのである。

ついで天正一〇年（一五八二）という年は、郷士の祖先たちにとって忘れることのできない年であった。織田信長の大軍が信濃や甲斐に押し寄せ、この郷土の支配者であった武田勝頼を天目山に攻めこんで、一家悉くを自殺せしめてしまったからである。柱と頼む主家の全滅を見て、信濃の植民地に進駐していた甲斐勢は、いったいどうすればいいのか。首將級は、勿論、降参して出るよりほかなかったが、おおかたの下級武士はさむらい家業をやめ、貰っていた知行地を資本にして、現地に土着し、そのまま帰農した。

こうして、ここにまた一つ、さむらい衆が刀を捨てて農民にかえるきっかけがあったのである。こんにちでも、信濃の名望家の中には、その祖先を甲州に持つと伝承するものが多いが、みんなこの時の帰農者の子孫である。一方、武田一門が亡び去ると、武田のために、この郷土から国外に転住させられていた多くの旧族が、またふるさとに帰ってきた。

しかし、秀吉が天下をとると、前にも増して、もっと大きな異動がおこなわれた。飯田城代の菅沢を上野吉井へ、松尾の小笠原を武蔵本庄へ、高遠の保科を上野田胡へ、諏訪氏を武蔵奈良梨へ、松本の小笠原を下総の栗橋へ、木曾氏を下総戸へ、小諸の松平を上野藤岡へ、という風にほとんどの城主が転住させられた。残ったのは上田の真田や伊那阿島の知久氏ぐらいのものである。

殊に、春日山の上杉景勝を会津へ移すときの、秀吉の命令はまことに痛いものであった。その家臣たちは、たとえ中間ちうげんのような身分のひくいものといえども、いやしくもさむらいと名のつくものを、たとえ一人でも旧来の領地に残してはならない、悉く連れて行けとのきつい指令であった。奥信濃四郡の各地の領主はすべて上杉の家臣に組み込まれていたのだから、彼らは挙げて部下の知行取りを引き連れ、会津に移り住まなければならなかった。

こうして、全信州の城持ち豪族が、前後幾たびかの転任に追い立てられたとき、そのたびに、それをきっかけにして、兵農の分離を生じ、在村の知行取りや小豪族の土着が生じたのである。たとえ、転任を命じられたとしても、何百年も住みなれた故郷は、なんとしても、そう簡単には忘じ難かった。そこで、兄弟のあるものは、その兄が領主の命令にしたがって、村を出て、さむらい家業の家柄をつぐならば、その弟は刀を捨て、村に残り、持っている土地を耕すというような方法をとった。或るものは、自分が転住するあとに、親戚の者を土着せしめて、祖先の墓を守らせた。村に残った者は、みんなさむらい家業に見切りをつけて、身分の低い百姓に帰したのである。そして、そのような農村における革命的な構造分解の中で、戦国の世が清算され、近世封建社会の江戸時代へと移っていったのである。

ところで、江戸幕府がおいおい安定してくると、この、根っからの百姓ではない帰農武士たちは、苗字こそ捨て去り、何村の何兵衛と呼ばれるように変り果てはしていたけれども、しょせん、いつまでも田畑を耕すだけの農民生活には堪えられない知恵と財力を持っていたので、やがて、商工業に進出していった。さむらいから百姓へと、その身分を低めていった彼らが、今また、もっと身分の低い士農工商の「工商」へと落ちていったのである。「家柄」を胸に秘めて、彼らの心中は淋しかったにちがいないが、しかし、實力さえ養いあげるならば、既に町人社会の来始めていることを、彼らは見てとっていたのであった。

そして、彼らの選んだ道は、たしかに間違っただけではなかった。彼らが、次第に新しい家業をふるいおこして資本を蓄積し、所有の田地をおし広るめ、ついに、藩主たちへの莫大な献金ができるようになると、今は、むしろ藩主の方から彼らに苗字を与え、刀を持つことを許した。かくて、再び刀を差し、改めてまた父祖以来の苗字を名乗り、その家柄を挽回することができたのである。彼らは庄屋になり、長百姓おきになって、村の中心的存在となった。

△柳田国男著、地名の話その他▽ 徳川時代の始め頃、農民から商工業にむかったものの数は、日本における資本主義経済のあけぼのといわれる明治初年に、商工業にむかったものの数よりも、もっと多かつたかも知れない。その頃に商工業にむかったものは、いっぺん、さむらいから農業に帰り、そして商工業へと移った例が一般である。ところが後年、諸侯が貧乏をして、田舎の豪農や商人から献金などをさせ、その賞与としてやるものもないから、名字を名乗ることを許し、或は刀を差すことを許したので、人民の方では非常に喜んだ。

京大阪でもそうだが、地方でも大商人になったものは、献金することによって領主から特別の保護をうけ、与えられた特権によって経済上の地位を作りあげたものが多い。勿論本人の才覚が根本の条件になっているけれども、要するに方面こそ違え、みな諸侯に從属して、新たにこの如き有利な地位を賦与された点、武士と異るところなく、しかも彼らは何れも由緒ある旧家、即ち中世の武家の流れを汲んでいたものであって、決して先祖代々の商人ではなかったのである。そして、彼らは武人からの直接の転業者にはあらずして、いったん農業を営んでいたものであった。

江戸時代、都会と田舎とを問わず、商工業者として大を成したものは、おおかた、このような家柄と祖先を持つ人びとであり、その代表的なものとして、田舎には酒屋があったのである。地方における当時の商工業の代表的なものといえば、酒屋だったからである。勿論、武士から農民へ、農民から酒屋へというこの転身を、すべてが土着のまま成しとげていったものばかりではない。彼らの中の或るものは、雄躍して、他の地方に移り住んで帰農し、或は酒屋を興していった。

たとえば、長野の藤井伊右衛門は、慶長年間に紀州吉野から善光寺の門前町にやってきたという伝承を持っているし、中野の山田莊左衛門は伊那地方から新天地を求め、飯田の田口も峠の向うから雄飛してきたという家伝を持っている。上諏訪の酒造業は、元和寛文の頃、戦国時代には、そこに城のあった上原から移り住んだ帰農さむらい達によって、始められたともいい伝えている。

ともあれ、江戸時代における、酒造業者の多くは、そのような家柄を持ち、そのようないきさつを持つ祖先によって、家業がつくりあげられてきたのであった。

## 酒、すでに国民的商品となる

上杉謙信が、春日山城下の商業を振興させるために「清酒すみやけ、濁酒どろざけともに免税いたし候」という記録が残っているから、信越地方の酒

屋でも、戦国時代、既に清酒と濁酒をつくっていたことがわかる。こんにち風な清酒造りは、室町時代に灘方面から始まったと伝えられるが、戦国の世には、信濃あたりでも「酒屋の酒」として、つくられるようになっていたのである。

しかし、酒屋の清酒すみぎを買って飲めるものは、さむらいや地所持ちの旦那衆だけであり、おおかたの農民は、みんな自分で濁酒をつくっていた。米は作っていても、自分の口には入らず、葉っ葉まじりのヒエ飯をたべ、土間にアンジキを敷き、表戸がわりにムシロを垂れさげての生活に明け暮れる水呑み百姓には、酒だけが唯一つの楽しみだったのである。

△上越地方の或る農村の記録▽ 村長むらおき、正月三ヶ日の米を用うるなどは、貧童ら呼んで大白食というところ。おおかたは、祝儀の夜食にかかわらず、昼の煮ものの残れるを喰うは格別にて、別に他に設くる物は無し。ただ酒は清酒を用うるものあれども、節酒というて、貧民のほかは家毎に濁酒を造りて、春酒とするなり。

正月用には、春酒をつくったが、そのほかにも彼岸酒、冬酒、間酒、寒前酒などと呼ぶものがあって、二月～三月、六月～九月、一月、一二月とほとんど年中造っていた。農家には、濁酒の桶が欠かせなかつたのである。江戸時代の初め頃は、酒屋でも、清酒よりは寧ろ濁酒を造って売るのが、まだ多かつた。

しかし、幕府の基礎が急速に安定し、泰平の世になるにつれて、城下は勿論、農村の生活ぶりも次第にぜいたくになると、酒の需要もドロクから清酒へと移っていった。家康が金座、銀座を設けて造り始めたカネが、おいおい地方にも行き渡って流通経済が盛んになり、亀甲細工で髪を飾るものや、タバコなどの嗜好品が、幕府のたび重なる禁令にもかかわらず、農村人を夢中にさせるような時勢になってきたからである。

△岩村田藩吉沢好謙著、四隣譚斂▽ 元禄以前に建てたる家は、一村に板葺きの屋根二、三軒に過ぎず、すべてカヤブキなり。板戸稀れにして、葭にてしつらえたるあみ戸なり。家に板敷きたるも稀れにして、アンジキというを敷きて、ネコよりもおろそかなり。然るに延宝ののち、足袋というものたまたまあり。近年郡国の祭に、猿若が真似して氏子風情をつくす。今や民家に金地唐織の美麗あまねく。髪飾りに白がね、ベッコウ、象牙の類を用ゆ。またタバコあり、この草、人の好むこと酒に劣らず。公より禁ぜられ

しかども、ついに止まず。白銀をのべてキセルとなせるものあり。

元禄時代前後には、そのぜいたくが頂点に達して、酒やタバコが住民の心を奪い、やがて、花合せだ、本引ほんびきバクチだということになって、とかく、酒の上の禍いがあとを絶たなくなったため、村々や城下の高札場には、年々きびしい幕府の布令が張り出された。

△飲酒犯罪への処罰▽ 酒に狂いて人を殺すもの、主人親類助命候とも許さず。怪我をさせたもの入牢、療治代申付く。伯父を傷けたるは甥死罪。人をなぐり傷つけたるものは所払い。あばれ候て、無疵諸道具損せず候とも、奉行所に訴え候べきこと。あばれ、所々害為し候は重叩き、所払いにいたし候こと。

このような時勢になって、ベツ甲で髪を飾ったり、しゃれた銀ギセルでタバコ草を喫ったりする生活、さては村芝居で、お白粉を塗りたくったおかるが人気を集めるようになると、酒も、今までのような自家製によるドロクだけでは満足できなくなり、酒屋での清酒さけ買いに、足を運ぶようになったのは当然である。こうして、江戸時代が進むにつれ、「酒屋の酒」の清酒造りが発展していく環境が、急速に育ってきたのである。元禄時代、もはや、酒は国民的商品となった。

### 佐久の酒屋と『酒株』の始まり

江戸時代、信州の清酒造りの出発を物語る最も古い史料は、寛永八年（一六三二）の、つぎの古文書であろうか。佐久郡北沢村の酒屋八左衛門が、領主から一五〇石の酒米を借りて造ったときの記録である。江戸幕府が始まって、間もない頃の話であった。



覚

(佐久市平賀、大井賢治氏所蔵)

駿河大納言公領地

一、米百五十石 酒造株御免

元米糶米共ニ 御蔵糶四百俵

但、一俵ニ付三斗七升五合摺 御かしなされ候。返納候儀ハ冬石代三

分ノ一春石代三分ノ二。

此 訳

一、米五十石 冬石代地払値段 永春貫文ニ付三斗五升 此代永三拾七貫三拾七文。

一、米百石 春石代地払値段 永春貫文ニ付壹石二斗八升 此代永七拾八貫百貳拾五文。

右之分去午御かし米代返納相済者也。

寛永八末年三月十五日

岩波七郎右エ門

北沢村 酒屋八左エ門

「酒造株御免」といっているところを見ると、「酒株」と呼ばれるものは、江戸幕府早々の頃にもあったのである。その酒株を免許された酒屋八左衛門が、領主代官岩波七郎右衛門から一五〇石の米を借りて、酒を造り、その米代を返済したときの、代官が出した証文である。この証文は、幾つかの興味深いことから物語っている。第一に、八左衛門は、ただ自分のたんぼで穫れる米を使って、副業的に酒造りを営むというような経営ではなく、公米を借りて酒を造って、それで儲けて、米代を支払うという、はっきりした企業の容相をそなえていたことである。

第二には、現地の代官岩波が、八左衛門に公米を借し与えて酒を造らせ、米蔵に積んでおいた年貢米を現金化していたことである。本来ならば、高い運賃を支払って江戸まで運び出し、浅草蔵前あたりの米商人を経て、現金化さなければならぬ老大な年貢米を、現地の八左衛門に酒造りの特権を与えることによって、現金化したのであった。馬の背で峠を越し、高崎からは川船で江戸まで運び出さなければならぬ米を、こうして現金に換え、軽く、懐中に入れて領主へ納めることができるのだから、どのくらい便利で、しかも安上りについたか知れない。

領主の駿河大納言もとくをし、代官の岩波も運搬の繁鎖を免れ、更に、八左衛門も利益をおさめることができたのである。三者三様に利益をおさめることのできる、この知恵は、岩波と八左衛門の場合だけの例ではない。家康が、江戸に金座、銀座を設けて造り始めたゼニやカネが、地方の農村にも次第に広がるが、流通経済が浸透していくのにしたがって、年貢米を酒米に廻わしての換金策は、どこの公領内でも取られ始めた。

『灘酒経済研究史』の著者柚木重三は、江戸時代における灘酒の発展をもたらした三大要素の一つとして、家康の貨幣造りをあげて

いるが、それは独り灘や伏見の本場だけにとどまらず、田舎においても、それなりに地方酒を発達させる要素となったのである。佐久の八左衛門の例が、それであった。領主や代官が、有力な農民に酒造りの特権を与えて、年貢米の有利な現地処分を考え、そして酒屋衆はその保護のもとに、事業を延ばしていったのである。

ところが、明暦三年（一六五七）例の八百屋お七の振袖大火がおこり、江戸の大半が焼かれると、忽ち米価が暴騰し、折からの全国的な不作も手つだって、食糧不安がおとづれたため、幕府は、一時、酒造りの停止命令を発し、新らしく特定の業者に対してだけ、米の使用石高を明記した「酒株」を交付した。今までの自由勝手な酒造株を抑えて、このときから、全国統一の酒株制が始まったのである。これは、その後、いろいろな変遷を見ながら、維新政府による明治四年の酒株解放まで続いた。

この「酒株」の制定には、二つの意味合いを持っていた。一つは、それぞれの酒造家に、永世基本となるべき酒造米高を与えておき、年々の実際仕込みは、その何分の一、何倍という風に指示して、米の需給と米価を調節するための、統制の基盤を設けたことである。もう一つには、まだ酒税は確立されなかつたけれども、特権を与えることによって酒造業を育てあげ、必要に応じて御用金を申付け、幕府や藩財政の支えにもしようとしたのであった。

幕府体制の財政基盤は、いうまでもなく米使用の政治である。年貢も米でとり立て、さむらいへの給料も米で与えた。米の需給とその価格の調整こそが、政治の根幹を成していた。その米が、主食以外に使われる道は酒米だけである。したがって、豊凶に際しての酒米政策のみが、唯一の民生安定の調節弁であった。株制度を設けて、酒米の統制管理をはかったのは、そのことのためにほかならない。いわば、石高割当ての酒株制度の確立によって、幕府に米穀調整のための管理台帳がととのえられたのである。

ところで、明暦に酒株制が敷かれてから一〇年後の寛文七年（一六六七）頃、松本城下には七五軒もの造り酒屋があり、本町だけでも二三、伊勢町五、中町一三、飯田町一、小池町一、宮村町二、和泉町五、安原一が軒をつらねていた。松本だけではない。善光寺の門前町も全く同然であり、延宝八年（一六八〇）頃には、大門町七、西町八、岩石町七、東之門六、河原崎町六、武井町二、横町二、総数三八軒もが酒蔵をつらねていた。

この姿は、恐らく松本城下や善光寺門前町の場合だけではなく、どこかの城下でも、どこかの郡内でも、非常に多くの業者たちが免許をうけていたのである。勿論、佐久郡北沢村の酒屋八左衛門のように、一五〇石もの酒造設備を持っているものもなかつたわけではないが、総じては、まだブロック造りの延長的酒造株時代であった。庄屋や問屋、地主や顔役のおおかたが、ともかくもと、挙って酒株の

権利保有を考えたため、このように尨大な免許軒数になったのであろう。だから、これらは、何れも石数の極めて少ないものであった。善光寺町の例では、一番多い者すら、一五石一人、八石一人に過ぎず、悉くが三石以下であり、大部分が一石内外であった。

しかし、次第に、本格的な設備をしての、清酒造りすみぞりでなければ経営が成り立っていかなくなると、一石二石というような酒株はもはや全く意味をなさないものとなり、当然に陶汰がおこって、ごく少数の人びとの手もとへ集中していった。殊に、元禄年間、酒税が確立されると、酒株の在り方が決定的に変貌した。

### 酒税の確立と御用金の申付け

元禄年代は、江戸も地方の城下町も正に町人繁栄の時代であったが、農村の中にも「在郷商人」と呼ばれるものが大きく頭をもたげ始めていた。これが次第に富を蓄積し、田地を拡大し、文芸や学問を身につけて、国民大衆の中における指導者の地位を築きあげ、やがては、喰つて行けなくなった下級武士と結託して、ついに、幕藩体制を崩壊に導き、明治維新を迎える底力にまで発展していったのである。

信濃あたりで「元禄商人」と呼ばれ「在郷商人」と呼ばれる新興勢力の先頭には、運輸業者としての宿駅問屋や、江戸大阪にまで手をのばす呉服行商などが目を立っていたが、最大のものは地主酒屋であった。三勤交替の殿様が宿をとる御本陣も、宿場の中心勢力になって繁栄している問屋衆も、たいていは地主酒屋の一門であり、彼らは村民の金融機関的存在にもなっていた。

その酒屋衆に、元禄一〇年（一六九七）から「運上」の名で税金がかけられることになった。それ以前、幕府は、地方における酒造や販売について、しばしば禁止令や制限令を出し、或は厳重な酒造改めを行ったけれども、まだ課税のことはなかった。藩主は、財政が苦しくなると、酒屋に御用金などを申しつけはしたが、すべて臨時のものであった。

課税を確立するに当たっての布告の中で、幕府は「近来、酒商売人極めて多く、下々みだりに酒を呑み、不届なる儀なども仕り候につ

き、このたび運上を取り立てる」といっているが、実は、元禄文化のぜいたくに押し流され、幕府の財政がおいおい苦しくなったからであった。新税は、販売価格に五割を課し、年四期の分納ということになっていたが、実際上は、役人がモロミの造石高を調べて、それに課税していたから、造石税的なものである。

この新税は、業界に大きな衝激を与えた。たとえば、当時、善光寺の門前町には一二軒の造り酒屋があったが、翌一年の納税実施に当り、早速、つぎのような陳情書を提出しなければならなかった。善光寺の儀は、諸領が入りまじっており、各領内からの売り込みが激しくて、酒の売れ行き甚だ不振につき、免税にして欲しいというのである。いつの時代にも、酒造りの歴史と、税金に対する陳情運動の歴史は、全く表裏をなしているが、そもそもの元禄時代から、既に、その姿が始まっているのであり、これは信州酒造史上、第一号の陳情書である。

お恐れながら書付を以て御訴訟申上候御事

(長野市、藤井文書)

去年中酒造運上仰せつけられ、畏れ奉り、売出し申候処、善光寺の儀

候。お恐れながら右の旨御聞こし召され、何分にも御慈悲の御了簡仰せ奉り候。以上。

元禄十一年寅五月

山屋喜兵エ

は所々御領分入込み御座候故、一切について売り兼ね申候につき、その

日野屋七郎右エ門

江戸屋市之丞

みぎり御訴訟申上度く存じ候えども、御公儀様を恐れ入り奉り、延引仕

藤屋平内

小升屋市兵エ

り候。然る処この度御運上御取立之儀仰せつけられ候由にて、御役元衆

藤屋伊右エ門

桜屋半十郎

より委細仰せ聞かされ、その意は得奉り候。しかし右の仕合故、酒造り

藤屋茂右エ門

松屋多右エ門

入れも先年よりは格別に相ひかえ減じ申候えども、一円売れ申さず候に

高島屋長右エ門

福丸屋又右エ門

つき長く相持ち候ため存じの外火数度々入れ、殊に売り申す度切れ引け

亀屋名左エ門

申候間、殊のほか減り多く相立ち、その上量り減りに相成り、且造作の

御奉行所

失却等にてかたがた損亡に及び、迷惑に存じ奉り、是非なく御訴訟申上

善光寺の権堂村は、文化文政の頃、三〇数軒の茶屋ができ、三百余人もの遊女がいたというから、その前の元禄時代にも、三国一の善光寺門前は善男善女の群れで賑い、それを狙って、各領からの酒の売り込みが、さぞかし激しかったのであろう。さればこそ、課税の制が布かれる早々、既に免税の陳情となったのである。

元禄12年の運上金の例（善光寺町）

氏名	製造モロミ	その運上金
岡田屋 甚之丞	26石	金11兩1分821匁
相摸屋 又一	36	15.3.441
山屋 喜兵衛	62.5	27.2.670
日野屋七郎右エ門	35	15.1.677
小升屋 市兵衛	37.5	16.2.084
藤屋 伊右エ門	56	24.2.685
桜屋 半十郎	3	1.1.285
亀屋 名右エ門	4	1.3.047
福丸屋又右エ門	4	1.3.047
丸屋 佐五エ門	26	11.1.821
江戸屋 市之丞	29	12.3.107
高島屋長右エ門	56	24.2.685
松屋 多左エ門	24	10.2.292
藤屋 茂右エ門	48	21.0.587
藤屋 平内	40	17.2.489

享和3年の冥加金の例（飯田城下）

氏名	酒造米高	その冥加金	
		金89兩1分	銀2匁125毛
野原文四郎	2,500俵		
松沢安右エ門	1,000	35.2	5.330
小木曾治右エ門	1,800	64.1	2.130
木町藤十郎	600	21.1	3.210
知久町重次郎	1,000	35.5	5.350
伝馬町仙右エ門	900	32.0	1.650

この陳情は、勿論、入れられなかったけれども、この種の反対運動は恐らく全国各地からおこってきたに違いなく、課税実施後一二年にして、宝永六年には遂に廃止となり、爾来明和八年（一七七二）までの六〇年間は、無税時代が続いた。高い課税がいたずらに酒価を暴騰せしめ、むしろ、税金逃れの密造がほうはいとして起り、世情の不安にまで発展したからであった。

しかし、明和九年になると、こんどは「冥加金」と名をかえて、再び課税された。「酒、醬油、酢の営業をなすものは冥加金を上納すべし」の布令を発し、一酒造家ごとに銀三六匁を課したのである。前の運上金が造石税的であったのに対し、冥加金は免許税的であり、冥加金の名は、その後いろいろに形を変えながら、明治の酒税確立まで続いた。

運上金は、幕府領は幕府に納め、私領はそれぞれの領主の収入となる仕組みになっていたが、こんどの冥加金は、すべてが幕府の収入、即ち国稅的な形に仕上げられた。そのかわり、造り酒以外の揚酒屋や振売人にも冥加金が課せられ、それは各領主の収入となったので、各藩主たちは、他領からの移入酒を極力抑えて、自領産自領売りの鎖国政策をとるようになった。文化文政の頃、松代領内には二八八人の揚酒商売があって、一四六兩の冥加金を納め、ほかに五〇人ほどの振売商人もいたが、年の暮れになると、揚酒屋は一〇軒ぐらい増えるのが例（藩家老鎌原桐山記であった）。

ここで、酒造冥加金のほかに、御用金の申付けがあったことに触れておかなければならない。各藩主たちは、酒造特権を与えて、その業を援護してやる代りに、藩の財政が苦しくなると、彼らに御用金を申付けした。業者にとっては税金よりも、実は、こ

の方がやり切れなかったのである。それでも初めは、御用金を多額に納めると、苗字を与えられたり、さむらい並みの帯刀を許されたりしたので、大いに喜んだが、それも段々当り前になり、しまいには、殿様からは与えるものがなくなってしまふと、酒屋衆には、やり切れない御用金の負担だけが残った。

そこで寛政元年（一七八九）、飯田城下の酒屋文四郎、治右衛門、喜七、仙右衛門、安右衛門らは集って協議し、つぎのような申合せを行って、相次いで仰せらつけられる御用金への、制限意志を表示した。恐らく、ほかの城下でも、そのような申合せが行われたことであろう。

酒屋御用金につき協議いたし候処、酒屋御用金の儀これまで株、つぶれ株に仰せつけらるゝに付、以来御用金も株高に準じ候積りに申し談じ、左記書付致し申候。

（三分一）五両二分二朱、九〇〇俵。仙右エ門一二両三分（三分一）四両一分、一、〇〇〇俵。安右エ門一三両三分（三分一）四両二分二朱。右之通り酒造米高並に御用金割合の義増減これなき様申し談じの上相極め、則ち三間屋へ書付控置き候。

一、酒造米高七千二百俵、右御用金百両、但し一俵につき八分三厘三毛。文四郎三四両三分（三分一）一一両二分二朱、二、〇〇〇俵。治右エ門二五両（三分一）八両一分二朱、一、〇〇〇俵。喜七二三両三分

（飯田、今井源四郎氏集収史料）

しかし、藩主の御用金申付けに対し、決定的な抵抗を試みるなどは、所詮でき得ぬことであって、水内郡田子村の池田屋久吉が「このたび、飯山表より御用金多額に当り候につき、蔵酒大量に売出したく、一手買入れ方頼み候」と、善光寺町の藤屋伊右衛門に、泣きこんだ記録も残っている。

## 元禄時代、信州酒屋の一覧表

元禄一〇年の酒税新立は、当時の酒造業界を大きく変貌させた。なまじな経営では営業が成り立たなくなり、税金を生み出すための販売競争もきびしくしていかなければならなくなったからである。善光寺の門前町では、よそからの売り込みが激しくて、どうにも地酒が売れないから、税金を免じて欲しいと嘆願したほどであった。一〇〇年前の明暦年間、酒株制度が敷かれて間もない頃、七〇余軒も数えていた松本城下の酒屋が、元禄一〇年には四〇軒に減り、善光寺町でも三〇数軒あったものが、僅か一二軒に減ってしまった。廃業が相次ぎ、少数の勝ち残った業者の手に、酒株が集中していったのである。

そのかわり、今までのような、ドロク<sup>すみぎ</sup>の延長的酒造りは次第に淘汰され、本格的な清酒造りが業界をリードするようになってきた。元禄一〇年の税制確立によって、田舎でも、近代的な酒造りの方向が始まったといってもいいかも知れない。こんにち、多くの酒造家が、元禄年代に家業が始まったという伝承を持っているのは、そのときのことを伝えているのである。

一つの城下で、多いところは七〇軒、或は三、四〇軒というように、誰れでもが、無闇みにやっていた酒造りが急速に淘汰され、統合されると、残った者たちは蔵の規模を拡大し、生産量をふやしていかなければならなかった。飯田の吉川家の酒蔵には、元禄年間の棟札が残っていたといわれるし、北佐久郡望月町の大沢進の酒蔵の一つには、元禄年間に建てられた蔵の一部が残っていると伝えられた。

藤井文書(長野市)に、弘化年間の善光寺大地震で焼ける以前の、同家の酒蔵について「酒蔵一六間に五間四尺、穀倉七間に三間、室屋五間半に二間半、北蔵七間に三間、材木置場六間に九尺」と記録されている。そのような規模の工場も、元禄からのものであった。

それでは、元禄時代、信濃には一体どのくらいの酒屋があったのか。今日までに、郷土史家や郡市史編集委員の先生がたが採訪した史料を借りて総合してみよう。勿論、これがすべてではない。全然史料が採訪されていない地域の方がむしろ多いし、上表でも在方の

元禄10年頃の信濃の酒屋

総軒数	城下町	在方	株高(石)
13	—	—	682
42	7	3	2,755
不明	16	不明	878
24	22	2	742
40	10	30	1,637
31	22	9	7,126
13	13	—	不明
11	8	3	1,356
19	13	6	708
合計	193	111	53
			16,084

元禄一〇年の信州造り酒屋一覽

須坂藩領内の分		同		同		同	
村名	酒造人名	株高(石)	同	同	同	同	同
須坂	五郎助	一七九	高遠藩町内の分	酒造人名	株高(石)		
綿内	倉之助	五一	須坂藩領内の分	酒造人名	株高(石)		
同	彦三郎	二九八	同	佐左エ門	二〇	六兵エ	二〇
須坂	藤八	一六三	同	土佐屋	七右エ門	七右エ門	一三
高梨	七左エ門	一一三	同	藤沢屋	与八郎	一八〇	飯山本町
同	儀右エ門	一三九	同	松屋	九左エ門	六〇	市郎兵エ
同	清右エ門	一一四	同	大阪屋	市郎右エ門	四五	同
同	甚右エ門	一〇七	同	加納屋	惣右エ門	四五	同
同			同	日野屋	八兵エ	一五	伊勢町
同			同	近江屋	弥浅右エ門	一四	上町
同			同	伊勢屋	六兵エ	一三	同
同			同	龜屋	儀右エ門	一三	同
同			同				半左エ門

分はわかっていないところがある。恐らく、これは三分の一ぐらいのものであるから、だんだん淘汰されたとはいっても、なお全信州では五、六百軒もあったにちがいない。

この表を見ただけでも、城下町は正に酒屋の花盛りであった。飯田や上田城下には二二軒もの造り酒屋があったし、高遠一六、善光寺町、諏訪、飯山一三、松本一〇というありさまであり、殊に、須坂などは持ち高一万石に足らぬ城無し大名の館町でありながら、八軒もの酒屋が蔵をつらねていた。さすがに、江戸文化が万葉の花とひらいた元禄時代である。幕府が酒税をいいわたす時の布令の中で「近頃、酒商売人極めて多く、下々みだりに酒を呑み、不届なる儀多いたため」といっていたのも、うなづける話であった。

既に採集されている史料の中には、個々の酒屋の氏名や株高のわかっているものもあるので、列記してみよう。この中には子々孫々に伝え、こんにちに至っている業者もすくなくあるまい。



元禄時代、信州酒屋の一覧表

本町	清右エ門	一五	同	惣次郎	房山	忠右エ門	六九六	同	新助	二九五
同	四郎右エ門	八〇	同	八右エ門	常田	伝右エ門	三一四	同	与右エ門	三三三
同	重右エ門	八	同	八郎兵エ	同	利右エ門	一八一	同	奎左エ門	二九五
同	喜兵エ	一〇	同	喜兵エ	別所	弥右エ門		同	与左エ門	一三三
同	市右エ門	二〇	同	兵次郎	馬越	喜兵エ	一三三	同	弥左エ門	一三八
上今井村	市郎左エ門	三〇	同	次郎四郎	城下海野町	角右エ門	二〇九	同	平助	五七
永江村	利惣治	二〇	同	権三郎	同	太郎兵エ	一五二	同	善光寺町の分	
堀ノ内村	又兵エ	二五	同	孫四郎	同	源右エ門	四一	屋号	酒造人名	株高(石)
戸狩村	菅之助	七	同	長次郎	同	平六	二一九	藤屋	伊右エ門	一一〇
下今井村	孫三郎	三二	同	庄兵エ	同	市助	一六二	同	平内	七三
永江村	長三郎	二〇	同	仁右エ門	同	清右エ門	五七	同	長左エ門	四三
飯田藩城下の分			同	甚三郎	同	曾右エ門	三五二	山屋	喜兵エ	八九
町名	酒造人名	株高(不明)	同	九郎兵エ	城下原町	加兵エ	一八一	大和屋	弥五左エ門	九
松尾町	平兵エ		同	治右エ門	柳町田町	利兵エ	三四三	藤屋	茂右エ門	九〇
同	新之丞		同	武兵エ	同	新兵エ	三五二	江戸屋	市之丞	四九
池田町	文四郎		同	上田藩領内の分	同	与四郎	七六	的屋	儀左エ門	一〇三
同	五郎右エ門		同	町村名	同	助四郎	一五二	紙屋	市左エ門	八六
大横町	九兵エ		同	東上田	同	助右エ門	二八六	現金屋	孫兵エ	四九
同	弥右エ門		同	田中	同	源七	二〇九	藤屋	名左エ門	二六
池田町	源次郎		同	同	同	九郎右エ門	三八	桜屋	半十郎	五
本町	義兵エ		同	本海野	同	宗兵エ	三五二	松屋	大右エ門	五二
同	九郎平									

総じて、上田城下には大きな酒屋があった。三百石の株を持つものが軒をつらねており、房山村の忠右衛門のごときは七百石近くを

持って、信州一の地位をしめていた。江戸時代、酒造業は最大の工業であり、灘や京都の本場では、既にマニファクチュアーとしての工場制生産の形態を見せていたと説く学者もあるが、これだけ多量の生産を見るものがあつたとすれば、或は信濃あたりでも、既にそのような設備と技術を持っているものがあつたであろう。

一〇石以下の例外もないわけではないが、おおかたは一〇〇石前後をつくっている。二、三〇年前の延宝頃、善光寺町には三〇数軒の酒屋があり、そのいづれも一、二石しか造っておらず、最大のものですら一五石が一人、八石が一人ていうような業態であつたことに思い合わせれば、もはや、全く面目一新の業界になっていた。それが、これだけ城下に集まれば、藩の財政を支える最大の税源となり、城下経済の、或は地方における元禄文化の推進力になっていたのは当然である。

京都名物祇園祭の「山鉾」は、酒屋衆の寄付負担で始まり、それによって、あの荘麗なものに仕上げられてきたと伝えられるが、信州あたりの城下町でも、こんにちに伝わる盛大な祭の創始や、文化財的民俗芸能も、多くは酒屋衆の寄付金によって興り、支えられてきたものであろう。前掲の酒屋一覽を見て、今さらに、元禄町人の盛況さが偲ばれるのである。しかし、間もなく、城下町の豪商たちの中の多くのものが、歿落の道を辿らなければならないのであつた。

### こんにち的『寒造り』への道

衣裳を飾り、煮物の重箱を携えて、村芝居の見物にでかける農民の楽しみが始まり、町人たちが儲けたカネにあかして、ぜいたくな食べもの競べをやったり、大酒呑みの会を催したりするようになると、酒も、今までのような百姓造りのドロブクだけでは満足ができなくなつて、酒屋の酒の澄んだ上等なものを欲しがるようになった。

地方にやって来る旅行者たちが、灘や京都のうまい酒の味のことを話したし、田舎のさむらいや分限者たちも、たまに江戸へ出て飲む上方の酒の味にひかされた。そこで、地方の酒屋衆も、上方の本場で造られているという「寒造り」の工夫にむかかなければならな

かった。ちんこに風な寒造り一本への方向は、いつ頃から始まったのか。坂口謹一郎教授が、その著『日本の酒』の中で次のようにいっている。

△寒造りの酒▽ 江戸時代は、鎖国という密閉された壺の中で、それまでに受け入れられ、蓄積されたいろいろな文化が、日本民族の特性という温床の上で発酵し、煮詰められた時代とも見ることができよう。酒造りの技術も、中世からうけつがれた「酒屋の酒」の技術のいろんな萌芽が、この壺の中で芽ばえて「酒屋万流」の花と開き、やがては次第に池田、伊丹、灘目と、当時の酒造の主導的な地位をえてきた中心地の技術を主軸とした「寒造り」の一点に煮詰められていくという過程をたどるのである。

すなわち、それまでのように彼岸酒、冬酒、間酒、寒前酒、正月酒、春酒というように秋彼岸の前後から春の彼岸過ぎまでほとんど年中造る製法のうちで、とくに寒造りの製法がいちばん優れていることが確立され、多くの製法がこの一点に向って集中され、高度化されていく段階である。それ故にこの段階の酒造りを、ここでは「寒造りの酒」またはもっと割り切って「本場の酒」という言葉で呼びたいと思う。とはいうものの、たとえ本場の地方でも、江戸の末期まで寒造り以外の時季に造る酒の類が広く造られていたし、ましてそれ以外の地方の田舎では、古い系統をひく雑多な造り方が、広く地方の酒屋のうちに行き渡っていたのであって、あるいはこのような酒には「本場の酒」に対して「田舎の酒」という名称をたてまつる方がよろしいかもしれない。

いろいろな文献のうちで、『童蒙酒造記』（延宝五年頃、一六七七）には、まだ夏から春までの温度に応じたいろいろな造り方が書かれているが、この頃でも、とくに寒造りを重視し「中冬の節より立春の節に及ぶ九十日」の「当流の寒造り」をよしとして、その製品は「甘口にしてしゃんとする也」といっている。片白かたしろ、諸白もろはくなどの区別もはっきり出されている。そして、元禄十年に刊行された『寒造酒屋永代記伝』には、全く寒造りの方法だけしか書いてないところを見ると、この時代にすでに寒造りの権威は確立されたものと見なければならぬ。

ところで、元禄時代に確立されたという寒造りが、いつ頃、信濃あたりに入ってきたかということだが、藤井文書を見よう。元禄一〇年、初めて運上金の税制が布令されたときの「運上帳」には、その表紙に、単に「酒造り改の覚」と書かれているが、元禄一二年以後の運上帳には、すべて「寒造り酒御運上帳」（口絵参照）と記されている。これによって、善光寺町の藤井の酒蔵では、この頃に、少



さまざまに混ぜたりのモト造り



米洗い、明治になってもこの式で



大桶へモロミの仕込み



こしきの中で蒸しあがった米



重石をつるしてモロミの压榨



蒸し米を麹室に運びこんで

江戸時代の酒造り（日本山海名産図絵から）

くとも主力を寒造り一本へ集中していったことがわかるのである。

もう一つの史料、佐久郡平賀村田中一郎家の次の文書を見よう。正徳五年というから、元禄、宝永、正徳へとつづく時代の記録だが、ここでは、もはや「十二月に造り込み、翌春二月に売り出すのほか、新酒は断じて一切造り申さず候」とはっきりいっている。

当寒造り酒の儀は、丑年三分一造酒仕り、このほか新酒等一切禁止遊ばされ当寒造りの儀は、来春二月売り出すべき旨仰せ出され候趣畏れ奉り候。拙者儀去午之年、同郡今岡村次郎右エ門方より酒株買取酒造仕り候が、当寒造り酒の儀、御見分遊ばされ候はか少しも仕入仕らず候。若し隠しきおき造酒仕り候て、後日露頭及び候わば如何様の曲事にも仰

せつけらるべく候。その証文のため指上げ申す所仍如件。  
正徳五年未十二月  
佐久郡平賀村

成島忠助殿

酒造屋 勘次郎  
同所名主 勘 六  
同所長百姓 佐右エ門

この文書は、藤井文書と相まち、信州の有力な酒造家たちが、挙って元禄一二年頃から宝永、正徳の頃にかけて寒造り一本にむかっていったことを物語っているが、注目されるのは、この証文の中で「新酒など一切御禁止遊ばされ、当寒造りは来春二月売り出すべき旨仰せ出され、畏れ奉り候」という点である。というのは、このあたりの寒造り一本への指向は、必らずしも業者自身の意志だけではなく、藩主や天領代官が、それを専ら奨励したのであることが推測されるからである。

確かに、寒造り一本にしぼった方が良い酒も出来たし、製造期を単一にすることは、徴税のための密造防止や、酒改めにも好都合であったので、幕府がその方向への指導方針を打ち出したのかも知れない。もしもそうだとすれば、信州あたりの寒造りへの道は、官民の協力によって押し進められたのである。

しかし、すべての酒屋が足並みを揃えて、それに向かったのではない。善光寺門前町の小野家も、元禄から宝暦頃まで問屋と酒屋を兼業していたが、その酒造日記には「八月五日、酒元入、廿三日酒初上」「八月十三日、酒元造、九月一日、初酒」「八月十五日、室祈禱、十九日酒元初、九月六日、酒初上」「元文四年八月三、四日頃、泉屋、横町藤屋、大門藤屋も元造り致し候」などと、彼岸前後の仕込みに重点をおいている。

同じ善光寺町でも、伊右衛門の蔵では寒造り一本にしぼり、佐久の勘次郎などは「二月の売出し以外、新酒など一切造り申さず候」といっている時、善光寺町のかなりな数の酒屋は、むしろ彼岸の酒造りを急いでいた。このことは、寒造りの新技術が頻りに奨励される頃、業界が二つの方向にわかれていたことを物語っている。つまり、或る者は旧態を脱しようとする懸命な努力を傾け、或る者は旧来の地酒造りに停滞していた。かくて、次の時代での優勝劣敗が始まったのである。ところで、江戸時代の酒造法を見ておこう。

酒造之事

(中野市山田頭五氏文書)

- |                                   |                            |                                     |                            |
|-----------------------------------|----------------------------|-------------------------------------|----------------------------|
| 一、造米一〇石八斗造                        | 此水一石二斗                     | 一、元米六斗                              | 但し半切一〇枚に取十八日位にてよせる         |
| 一、同 八石造                           | 一、中米二石四斗 六尺二本に入る此日数二日      | 此糶二斗六升                              | 坪台へ入てだき六本入るぬき日迄五日位懸るさまし七日程 |
| 一、同 六石造                           | 此糶一石                       | 此水二石六斗                              |                            |
| 同 五石四斗造                           | 一、仕舞米三石六斗 五尺に造込三日程にてあらかへ入る | 一、添米一石四斗                            | 六尺一本に入る 此日数一日程             |
| 新酒造之法                             | 此糶一石四升 三日程にて絞る             | 此糶五斗                                |                            |
| 一、造米一〇石八斗 但し元米懸米糶とも               | 此水四石一斗二升                   | 一、中米二石四斗 六尺二本に入る 此日数二日程             |                            |
| 此 訳                               | ノ米一〇石八斗                    | 此糶一石                                |                            |
| 一、糶米洗 此日数四日程                      | ノ水八石六斗四升十二水                | 一、中米二石四斗                            | 六尺二本に入る                    |
| 一、元米六斗 但し半切二四枚に取六日位にてよせる          | ノ醪酒一九石四斗四升                 | 此水二石四斗                              |                            |
| 此糶二斗六升 坪台へ入てだき五本入てぬき日迄四日位懸るさまし五日程 | 寒造之法                       | 一、仕舞米三石六斗 五尺に造込五日程にてあらかへ入る 十二日程にて絞る |                            |
| 此水七斗二升                            | 一、造米一〇石八斗 但し元米懸米糶とも        | 此糶一石四升                              |                            |
| 一、添米一石四斗 六尺一本に入る此日数一日             | 此 訳                        | 此水六石八斗                              |                            |
| 此糶五斗                              | 一、糶米洗 前同断                  | ノ米一〇石八斗                             |                            |
|                                   |                            | ノ水八石一斗二升 十水                         |                            |
|                                   |                            | ノ醪酒一八石九斗二升                          |                            |

信濃酒の移出、松本で中馬騒動

江戸時代の酒の荷物は、ほかの物資と同様に、中馬と呼ばれる輸送機関で動いていた。天竜、犀川、千曲川などには船便もあったが、おおかたは馬の背に積まれて、四通八達の街道を交流した。一人の馬方が数頭の馬をつらねて、それぞれの馬に荷物を積みあげ、追分節などを歌いながら、景気よく往来していたのである。

になつていたが、中馬業者が何千何百という風にふえてくると、問屋を通ぜずに、彼ら自身が商売を始めるようになり、問屋との間に絶えず悶着を生じ続けた。次第に、彼らは単なる運搬業者ではなくなり、在郷商人的な存在になつて、大きく産をなすものも現れてきた。

中馬に積まれて、国外に移出される信州の特産物には柿、煙草、紙、薪、麻、藥草類、菜種油、のぼせ糸など多くのものを教えていたが、いちばん多いのは米豆類の穀物と酒であった。江戸時代、信濃は米や酒の移出国であり、戻り馬では塩やお茶が運びこまれた。中馬衆の商売について、宿場役人が余りうるさくいたり、藩役人が嚴重に取締つたりすると、彼らは表の本往還を通らずに、わき街道を往来して、その沿線に思わぬ繁華地を育てあげたりした。

明和元年（一七六五）頃、全信州では六七八ヶ村におよんで中馬業者が免許を持っており、小県郡内だけでも三五ヶ村に三五〇頭の馬が稼いでいたというから、まことに大輸送部隊であったが、彼らを取締り、運賃を公定するために、つぎのような規則が制定された。

△小県郡史▽ 明和元年、中馬に關しての諸規則が決められた。在々から、中山道を和田、長窪、芦田、望月、八幡、塩名田、岩村田、小田井、追分、杓掛、軽井沢、坂本、松井田、安中、板鼻、高崎を過ぎて倉ヶ野に至る中馬は、行きがけに米穀類と酒を積むことを許し、戻り馬では茶と塩を持つてくることだけを認めた。この口銭、米穀類は荷主との相対駄賃とし、そのほかは追分、杓掛

軽井沢宿は塩三俵つけ一駄につき三文、茶二俵つけ一駄につき六文、酒四樽つけ一駄につき六文となせり。  
また松本より岡田、保福寺、浦野を通じて上田宿に至る中馬のつけ送り荷物は米穀類、酒、柿、薪、紙、煙草。戻り馬は塩、茶、楮だけ積むことを定め、口銭は、米穀類、酒、柿、薪は荷主との相対駄賃とし、そのほかは一駄につき三文ずつとなせり。なお北国街道を田中、海野、上田、坂木、上戸倉、矢代、丹波島と過ぎて善光寺に至る中馬の行き帰りの荷物は米穀類、塩、茶、肴、立具類、鉄物類と限り、米類のほかは口銭すべて一駄四文と定められたり。

その頃の物価は上白米百文に一升八合、塩一升二四文、味噌一升四八文、酒諸白一升五五文前後であったが、酒四樽つけは一駄につき、一駅間六文と公定されたのである。酒の輸送は四斗樽のコモかぶりにして、二樽を一駄、一樽を片馬と称し、また一斗樽は三つ割

と呼ばれ、酒二合五勺をコナカラと称した。

幕政時代、問屋が最も繁昌していたのは松本城下であり、江戸までもその名を知られていた。殊に、麻や煙草とともに米と「松本酒」が有名で、保福寺を越えて上州倉ヶ野までは中馬で運び、そこから船で江戸に送られた。犀川沿いの信州新町には古くから大きな酒屋ができたけれども、米の少ない山間地でありながら、松本の間屋から船で運ばれる米を使って発展したのであった。

ところで、その松本地方に宝永七年（一七一〇）の頃、酒をめぐって中馬騒動が勃発した。元禄文化が花開いているさ中、忠臣蔵の仇討ち事件の七、八年のちである。甲州側が、松本地方から甲府領内への米酒の移入を拒絶し、その上、そこを通過して江戸に運びこむ中馬稼ぎをもまかり成らんといい渡したため、訴訟問題にまで発展したのであった。

恐れながら願ひ奉る口上の覚

（信府統記）

宝永七庚寅年十二月

甲州御城下ならびに御領内へ、先規に従い信州の儀は中馬を以て穀類酒荷物など付け送る商売仕り来り候処に、当秋より一切商売まかりならず、あまつさえ江戸、駿州、相州へ通用の人馬に宿をも借し申さず、参りかけ候人馬は止むなく野山に伏せ、飢えに及ぶ体に御座候。故に甲州通り江戸まで通路絶え迷惑仕り候。信州の儀は船廻し御座無く候え、甲州御領内は申すに及ばず、駿州、相州、江戸まで中馬にて諸色つけ出し、それにより古来年貢金納めを初め、渡世仕り来り候処に、今度御領内にて穀酒など商売まかりならず、中馬の通用一切相止め候ては困窮に及び、迷惑至極に候。御慈悲を以て古来の通りに仰せつけ下され候わばありがたく存じ奉り候。以上。

甲府御奉行所御役人中様

信州松本領惣百姓名代

名主 彦右エ門

同 弥五右エ門

同 弥右エ門

年寄 沖左エ門

城下町惣名代 藤左エ門

次兵衛

八右エ門

この嘆願書は表向き松本領内の百姓代表と、城下の惣名代といふことになっているが、実は、伊那松島領、箕輪領、高遠領、諏訪領内の問屋や農民が一体となつての嘆願運動であり、信州側の商人と中馬業者にとっては死活問題であった。宿をことわられて野に伏し、飢えと戦いながら、郷土の特産酒の販路を拡張するために、必死の努力を傾けたのであるが、この願ひは間もなく信州業者の勝



利となって要望が容れられた。

### 銘柄の始まり、酒広告も始まる

灘や京都の酒には江戸時代の早々から、既に銘柄が始まったといわれるが、信州あたりではいつ頃から始まったのか、松代藩の記録によると、寛政年間（一七八九）に城下の菊屋伝兵衛が「黄菊」と名づけて売り出したのが、この地方における銘柄のおこりだと伝えられている。その黄菊は「さながら黄檗を掻き立てたような濃厚な色で、朱盃に盛って飲み終ると蜜のように底に残った」ともいわれている。

△大平喜間多著、松代町史▽ それ以前は、酒屋の店先に諸白一升、十二文、但し五升以上七十八文、片白一升百文、但し五升以上六十四文と書いた定め札を下げただけであったが、寛政年間に菊屋伝兵衛が初めて黄菊という名称の酒を売り出した。藩主真田幸弘に俳諧を教えた俳人太初が、松代滞在中につけてやった名前で、領内第一等の銘柄といわれた。

色は黄檗を掻き立てた如く濃厚にして、朱盃に盛って飲み終ると蜜のように底に残ったと書かれている。「御命講あぶらのような酒五升」などという古句もあったことを思い合わせると、その頃は一般に濃い酒が賞翫されたいらしい。客を招くに当り、この黄菊を出すときには「今日の御馳走に黄菊を出しぬ、ていねいなこと也」などとも喜ばれている。しかし、普通にはこんな上等なものではなく、上酒は七分と称し、黄菊三合に諸白七合を加えたものであった。

黄菊の名は、俳諧の師匠がつけてくれた銘柄だというが、寛政から文化、文政、天明の頃は、正に俳諧全盛の時代であり、信濃からも白雄（上田）蓼太（伊那）、木曾、松代説）一茶（相原）など多くの後世に残る俳人が生まれた。彼らはほとんど例外なく旅を愛し、酒を

好んだ。暴飲でからだをこわしたといわれる白雄が死んだときには、門弟たちが集まって酒供養をしたほどであり、一茶もまた「下戸がたつたる蔵もなし年の暮」と詠んで、蕩然としていた。

旅を愛し、酒を好む彼らを迎えて、いつもそのシンパになっていたのは地方の分限者である酒屋の旦那衆であった。全国に足跡をあまりなくしている俳人たちは、旦那衆に俳句を教えるだけではなく、あちらこちらの酒の味を語って聞かせ、その家の酒との呑みくらべなどもしたであろう。さては銘柄をつけてやることにもなったのである。江戸や上方の文化が、旅行好きな文人墨客を仲介として、酒屋の旦那衆を通じ、急速に信濃の田舎へも浸透してきたのであった。

元禄の文化が、江戸や京大阪を中心にして開化したのに対し、文化文政時代の文化は、それが地方にもたらされ、そこに根をおろした時代である。田舎の酒に洒落れた銘柄がおこり、おいおい上方の酒に負けないものへと工夫されていくようになった陰に、文人墨客たちの大きな助言のあったことを見逃すわけにはゆくまい。

弘化初年（一八四七）に、松代城下の酒屋八田嘉兵衛が上方の本場から、早くも杜氏を招いて指導をうけ、古桶を全部廃して新桶に切り替えたところ「清冽にして色薄く、然かも甘味にして灘の本場酒にも劣らぬ醇良なものができた」と記録されているが、このような技術革新に向かった陰にも、視野の広い文人たちの示唆があったからである。

本場から雇った杜氏の造る酒が「清冽にして色薄く、然かも甘味の本場酒であった」といっているところを見ると、その頃、信濃あたりで造られていた「黄檗を掻き立てたような、油のような濃い酒」と本場ものとの間には、まだ余程の隔りがあったのであり、教えをうけて、それを次第に改良していったのである。江戸時代から明治になっても、信濃の杜氏は、こんにちのように優れた訓練をうけた人たちではなく、各酒造家が近隣の若者たちを雇い入れていた。

さて、このようにして寛政頃から始まった銘柄が数年のうちには全信州にひろがっていった。文政一〇年（一八二七）に江戸で出版された『諸国道中商人鑑』を見ると「信州矢代、銘酒牡丹酒、坂井屋東三九」の名が出ているし、松代城下にも寒菊、東菊、初霜などが売り出され、天保年代の『善光寺道名所図絵』には、松本銘酒白滝、火入らず、松浪、白菊、藤浪が名をつらね、弘化年代には長野地方にも、吉野川（善光寺町）や池田川（水内郡田子村）が売り出された。

蔵々から自慢の銘酒が売り出されて、飲みくらべが始まると、酒器にも変化がおこってきた。松代藩土河原綱徳が、嘉永二年（一八四九）に「盃洗というもの、二十一年ばかりこの方盛んに行われはべれども、昔は無し、故に今も七八十の老人は是を嫌うもの間々あ

り、猪口盃の行われ始めしも三十年ぐらいのことなるべし」と書いている。

文化文政の頃、各地に銘柄酒ができるようになる、既に売出し広告が始まった。白田の橋倉清内が、薬酒菊の泉と名酒亀藤を造って売出したときのチラシ広告が同家の文書（口絵参照）に残っている。文政二年のもので、タププリ宣伝文を書きつらねた上に、その年の暦をのせていた。絵まで入った立派なもので、こんにち風にいうならば、カレンダーと美しい絵か写真で飾った体裁のものである。この郷土における酒広告の始まりとして、興味が深い。酒屋清内は、酒だけでなく、くすりも売っていた。その広告文を摘記してみよう。

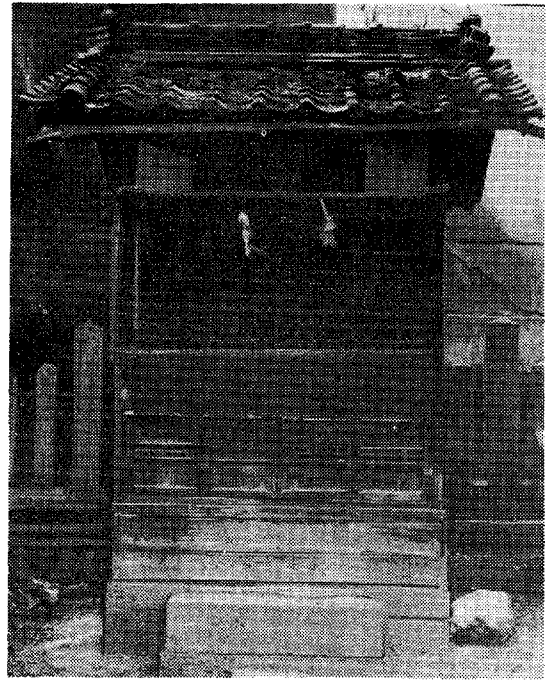
神酒「菊の泉」薬製を以て酒造す この御薬酒は予が家代々の家伝にして、正月元三、神にそなえてのち大人小児これを用ゆれば、その年陽氣を助け血氣をやわらげ食をめぐらし、腸胃を厚くし皮膚をうるおし悪氣を退け、風寒諸病におかされず、春三カ月用ゆるときは如何なる病瘵もなおらずといふことなき神酒に候。然るに累年家業にいとまなくして自ら中絶すること久しきところ、今にその効能を忘れ得ずおちこちより尋ね来る人多きにつき、再び改めて披露なすもの也。薬酒売日、年々十二月廿六日より廿八日まで三日の内売出し申候。一升代百廿四文。

△名酒亀藤▽ この名酒造り方家伝にして、二日酔或は酒あたり等決してこれ無く、希代の名酒なり。味淋、諸白、焼酎、生酒、並酒、右はこれまで造り来り、御得意様方ごひいき下され、日増し相揃き有難く存じ奉り候。なおこの上とも御用仰せつけ下しおかれ候様願上奉り候。酒あたり二日酔を治すには藤の花、なすの花、くすの花、けんほ、生大根の汁、くす水もよし

信濃佐久白田 薬製井出南榜方  
他家無類 酒造所 橋倉清内

### 松尾講と酒造仲間議定書

今でも、酒蔵には松尾様が祀られ、どこの酒造協会でも松尾講を結んで年々の祭事を怠らないが、その歴史は江戸時代にさかのぼる。



長野市にある松尾神社

て、古くからのものである。町ごと城下ごとの酒造仲間が、京都から松尾神社の分神を勧請して、それぞれにお宮を建て、それを抛りどころとして酒造の繁栄を祈っていた。

善光寺町で問屋と酒造りを兼業していた小野家の日記に「宝永五年八月十三日、松尾大明神お祭いたし、近所子供招き、十四日、酒元造、九月一日、初酒」「正徳五年八月十三日、鎮守松尾御祭、十五日、室祈禱、十九日、酒元初、九月六日、酒初上」などと記されている。仕入れにかかるときには、近所の子供を招待して、松尾さんを祭り、新酒ができあがれば、まず松尾明神に初上げし、それから、新しい杉の葉の大玉を酒造蔵の軒端につるして、売り出しを始めたのである。やがて、町内や城下の酒造仲間が集まっ

て、松尾講を結ぶようにもなった。

各藩の政治としては、適宜な地域に酒造仲間を結ばせ、組合長格の行司をおいて、組内の取締りを指図したり、藩命の伝達にあたる仕組みができていた。小売値段なども、仲間の相談で自主的に申合わせ、それについて藩の役所が承認するという方法がおおかつたであったが、年々、持株造石高の増減を指示したり、厳密な検査もしなければならぬので、藩役人も行司たちも忙しいことであつた。

しかし、酒造仲間の編成はかなり広範囲にわたって組み込まれ、その人数も多くにのぼるのが常だったので、自然、仲間活動に地域性の加味が薄れたため、町ごと城下ごとの業者たちは、それぞれの松尾大明神を抛りどころとして結んだ松尾講で、身近かな問題を話し合い、取り決めていくのであつた。

上掲の廻文は、文政年間のものである。岩村田町の酒造仲間が、米穀高値につき、松尾講の御日待を催して、小売値段を相談したいという触れ状である。酒蔵の神様といえは、昔はむしろ大和の大神神社であり、現に、新酒売出しの酒ばやしは、大神神社の杉の葉を持ってきて作るころから始まった筈なのに、どうして、江戸時代には専ら松尾神社が盛んになったのか。或は中世において、酒屋糺屋仲間が、松尾神社の神人となる権利を獲得して座（同業組合）を結び、松尾社の威力を背景に、地方へ進出していった日の名残りである。

あるかも知れない。

文化文政から天保年代にかけての頃、佐久郡には三三軒の酒屋があり、高井郡にも二二軒の酒屋があった。ほかの地方にも、相当な数をかぞえたであろう。幕末に至って、幕府の威令が次第に弱まり、世情が不安定の様相を呈してくると、酒造業界にも密造が横行し、売掛金の回収なども困難になってきたため、各地の酒造仲間は心をひきしめて、自衛を誓い合い、営業の防衛に立ち向かわなければならなかった。佐久や高井郡の酒造仲間が「酒造議定書」をつくったのもその頃である。

酒造仲間議定書之事

(北佐久郡望月町大沢進氏蔵)

一、酒造人より在所旅籠屋ならびに売子に酒遣し、年来売掛かさみて難儀いたし候につき、以来、売子より酒如何ほで相望み候とも、先に遣

し候酒蔵売掛相済み申す分これ無き趣は、得と対談の上相糺し、必ず売渡し申すまじく候。若し売掛け等これあるを存じながら、売り渡し候わば、その蔵より売掛けこれあり候蔵にすべて弁済のち取引さるべく候。

如文 酒造仲間

松尾講合会延引合会

り此業教言事附

由相決仕由留本共す

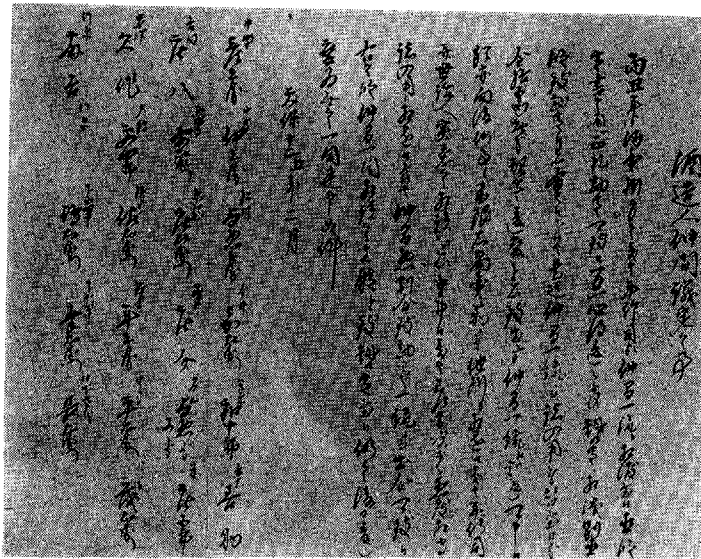
お有客等此方此此此此

此此此此此此此此

此此此此此此此此

岩村田町

三月八日



文化年代、岩村田城下の酒屋衆が出した松尾講の触れ状（佐久酒造協会蔵）と酒造仲間の議定書（山田頭五氏蔵）

付、二季御勘定相残り候者の名を張札致しおき、仲間一統取引仕るまじく候。

一、在町酒屋掛売一切仕るまじき事。

一、新酒ならびに火入値段の儀は仲間相談の上取決め、

行司より相触れ申すべき事。

一、御公儀様より酒造株の儀、当春中嚴重に御触れこれあり候処、在町無株にて酒造稼致し候ものこれあり、仲間銘々株高に応じ冥加金差上げおきながら、右隠造致され候ては誠に商売の妨げに相成り、造高も相減じ、連々難渋相かさみ、一統相続も相成り難く候間、以来無株の者酒造致し候わば、仲間相談を以て御上様まで御願上げ、江戸までも御沙汰致し、その入費如何に相かかり候とも、酒造人仲間にて割合差出すべき事

一、江戸雜入用、一人につき一分銀四匁ずつ相定め申候。

一、行司入用は、一日銀二匁ずつ相定め申候。

一、無株の者より無心致し候共酒造致し遣し候儀は勿論、揚酒たり共一切仕るまじく候。

一、銘々酒造一件につき喧嘩口論そのほか掛り合いこれある諸入用、多分に相かかり候節は行司より得と相糺し、当人三分残り七分を仲間惣割にて致すべき事。

一、酒造人の内火災変事等これあり候節は、実意を以て仲間相談の上、相応の頼母子講取立て、差支えなく商売相続き候様致すべく候事。

右の通り佐久郡御領、私領一同松尾講色々相談取り決め候上は、聊かも違背仕るまじく候。右条々の内一ヶ条たりとも相背き候ものこれあり候わば、最寄は申すに及ばず、見聞候ても捨ておかず、年番行司まで相届け惣会合談じ合ひの上、商売取りはなし、如何に取りはからわれ候共一言も申すまじく候。

文政九年八月吉日

茂田井村 蔦屋健治郎

ほか三十二名連印

### 水茶屋繁昌、その郷土的背景

『灘酒経済史研究』の著者柚木重三は、灘酒発達の三大要素として、家康の貨幣造りによる流通経済の浸透、三勤交替制度の確立、それにもう一つ、五大街道の開通を挙げているが、この要素は独り灘酒の場合だけでなく、信濃あたりにも当てはまるであろう。

江戸時代、他のどの国にも見られないほど、信濃は細かく分割支配されていた。一〇万石の松代藩を筆頭に、松本の六万石、上田の五万三千石、その他は殆んど一、二万石台であったが、岩村田や須坂のように城を持たない領主もいた。狭い領地を与えられて一〇藩もが割拠している上に、数多くの幕府領がおかれ、更に国外領主の管轄地が介在し、大小の旗本領も入りまじって、それぞれに陣屋や支配所を構えていた。

このことが、信濃には格別大きな城下町を築きあげなかったけれども、その代り、いたるところに陣屋や支配所を中心にして小都市を生み出す結果になった。そして、それらの小城下をつなぐためのローカル往還が発達していった。ここに、この郷土における都市形成の、一つの歴史的な特色がある。



松本浅間温泉の賑い、(天保年間ごろ)

江戸時代後期の米と酒値の足どり (単位 1 升・文)

年号	米	御前酒 (特級)	上酒 (諸白)	中酒 (片白)	並酒
享保9年(1724)	35	72	46	36	30
元文4 (1739)	40		60		36
寛政12 (1800)					100
文政7 (1824)	70				136
天保5 (1834)	100	192	160	142	130
弘化5 (1948)			206		110
嘉永6 (1853)	100		264		136
安政6 (1858)			312		159
慶応3 (1867)	110				372

信濃は、街道の多い土地柄でもあり、その街道に宿場の多い郷土でもあった。中仙道と北国往還が南北の大動脈となり、諏訪には甲州街道、天竜筋には伊那路、安筑平には糸魚川街道、松本から猿ヶ番場を越える善光寺道、上田へ通う保福寺越え、佐久にも甲州道、善光寺から千曲川の西側沿いに飯山街道、その東側に越後と松代城下を結ぶ谷街道、このように無数の往還が走っていた。自然、宿場の数が多かったのも当然であり、しかも、山坂道が起伏していたから、その宿場が短い区間に頻在した。

中山道と北国街道と、天下の大往還が二本も走っていたから、三勤交替には諸国の大小名の往くさ、帰るさで大変な賑いであった。中山道と北国街道のまじわる追分宿には、宿内五町にわたって七〇軒もの旅籠が軒をつらね、一八軒の茶屋、二八軒の商家が立ちならび、二、三百人の飯盛女がサービスにこれつとめていた。酒がなければ、夜も日もあけなかったのである。

『難酒経済史研究』の著者がいうように、三勤交替制の確立と五街道の開発が、大きく酒の発展をうながした要素だとすれば、四通八達の街道を持ち、それに沿って多くの城下町と陣屋があり、その上に宿場の多いのを郷土的特色とする信濃路の酒造りもまた、それらの要素を背景にして、繁栄をもたらしたと見なければなるまい。北国街道沿いに賑っていた宿場の、一点景を拾って見る。

△小泉郡史▽ 北国街道、小諸より西して深沢川あり。川に沿える集落深沢に茶屋あり。それよりまた朴屋新田に茶屋あり、殆んど各戸名物の白酒を売る。白酒は口径一尺一寸、高さ一尺ばかりの緑色の瓶に盛り、桃色の布を以て口を被い、更に蓋を載す、この

瓶二箇を店先に並列して標となす。本陣蓬田屋にては旗に「しろざけ」と仮名書

せるものを立て、白酒を碾

く石製の挽臼の中には、そ

の周囲に菊花唐草等の浮彫

を凝せるものあり、色彩の

美と、香気の薫とは自ら行

人の足をひかしむ。

信濃を通過して江戸に出た三勤交替の殿様たち

城下名	氏	石高
岡溝	氏	50,000
丸大	馬部	20,000
前州	藤橋	10,000
越江	伊田	18,000
〃	伊田	350,000
〃	仁聖	100,000
〃	根垣	10,000
〃	彦大	48,000
〃	州大	15,000
〃	高留	15,000
〃	八幡	53,000
信濃	岩村	60,000
〃	諸田	10,000
〃	小上	20,000
〃	松本	150,000
〃	松坂	10,000
〃	須坂	20,000
〃	飯山	74,000
越後	高川	20,000
〃	糸魚	10,000
〃	長岡	30,000
〃	与板	50,000
〃	椎谷	10,000
〃	村松	10,000
〃	新発	100,000
〃	三日	22,000
〃	黒川	100,000
越中	富山	12,000
加賀	金沢	32,000
〃	大聖	
美濃	苗木	
〃	加納	

農村の中にある小都市も、街道に沿う無数の宿場も、みんな酒の大消費地であったから、問屋一族の酒屋稼業が多かったし、そこから仕入れて水茶屋の小売りも繁昌した。文化文政の頃、松代領内に二八八人の揚酒屋があり、五〇人の振売り商人があり、ほかに日売りの酒商人もいた。松代一〇万石の領内だけでも、三百数十人の小売り酒屋がいたとすれば、全信州七〇余万石の地域内には恐らく三千人近い小売人がいたであろう。

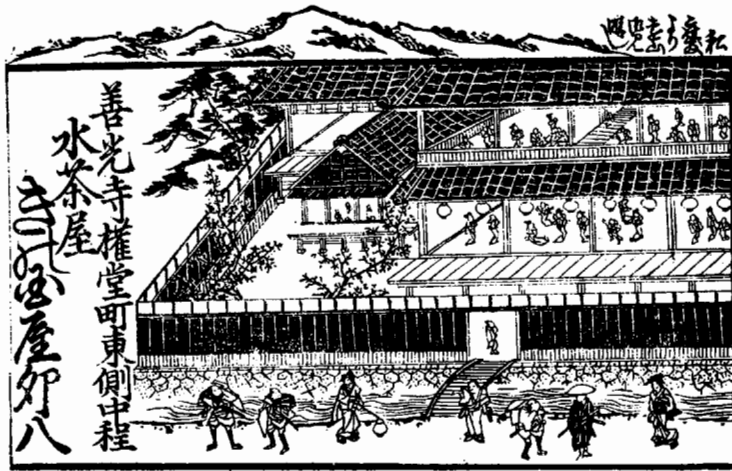
江戸時代後期になると、貨幣経済が農村の中にも根強く浸透して、すべてがゼニカネの世の中になってきた。そのカネを稼ぐ近道が、酒商이었다のであり、村にも城下にも小売店の開業が急増していった。一つの例を高井郡雁田村の文書に見よう。

布令の寛

(上高井郡雁田村史)

百姓の儀は粗服を着し、髪も薬にて束ね候事古来の風儀に候処、近来





善光寺権堂の水茶屋の繁昌ぶり（文政10年頃）

奢りに長じ身分不相応の品着用し、髪も油元結を用い候のみならず流行の風俗を学び、そのほか雨具なども簞笠のみを用い候事に候処、近来傘合羽を用ゆるなど古来の風にもとり、無益の出費多く、先祖より持来り候田畑も人手に渡し候儀嘆かわしき事に候。

一体百姓にて余業の酒食商い等致し候類、また酒屋髪結床これあり候儀は畢竟近来の儀にて、若者ども自然よからぬ道に携り、柔弱且不埒の

基に候間、古来の風儀忘却いたさず農業相励み候事肝要に候。百姓どもは商い向当座の利潤を以て営み候町人どもとは格別の儀に候条、よくよくわきまえ、一途に農業精出し、銘々持ち伝え候田畑に離れざるよう心掛くべく候。

天保十三年十月十四日

藩主からの、こんな布令が村の高札場に張り出されたのである。近来、揚酒屋商売に手を出す百姓が目立ってふえ、商いに失敗して、父祖伝来の田畑を手放さなければならぬ羽目におちいる者が多い、もともと百姓が利にさとい町人の真似をして見ても、しよせんは失敗するのが関の山だから、心を入れかえて、本来の農業に精を出せという、いましめの布令であった。幕末になると、各藩主が、そんな布令を出さなければならぬほどに、いっぱい屋が続出してきたのである。

しかし、表向きはそうようにきびしい達しを出しながら、実は、藩主たちも領内の揚酒屋が大いに繁昌することを願っている一面があった。藩の財政が火の車になってきたため、酒屋を繁昌させて、そこからの冥加金を取り立てたからである。そのことで、安政三年には善光寺町に一悶着がおこった。善光寺付近の松代領内の揚酒屋が、善光寺領内で造られた酒を仕入れて売ったのは不届だと、松代藩の役人たちが摘発して、騒ぎ出したのである。自領内の揚酒屋は、自領内の造酒を売らなければならないという厳重な鎖国政策をとって、自領の酒造りを強力に援護し、藩の財源を育てようとしたのであった。

あの手この手の密造絶えず

各藩の役所や天領の陣屋には領内の酒造人台帳がととのえられ、それぞれの株高が綿密に記入されていた。それにしたがって、年々の各酒造家における酒造米高を指令し、適宜、軽輩の者に見廻わらせては厳重な監視をおこなった。不正があればいっさいの酒造道具から製品に封印し、当人は勿論、村役人まで呼び出して罪科に処するのである。だから、業者たちは常に見廻り役人の動静について情報を交換し合い、用心を怠らなかつた。

酒造人慶次儀天明六年以前の通り酒造仕るべき旨去る卯年仰せ出さ  
上。

享和元酉年四月九日

酒造人佐久郡布施村 慶次

桶諸道具共巨細御改めの上御極印を受け候処、書面の通り相違御座無く候。然る上は右のほか隠造、増造り等決して仕るまじく候。万一隠造、増造り等仕り候段御聞き及び候わば何分の御咎め仰せつけられるべく候。

百姓代 仙右エ門

尤も酒造道具大破に及び候節は御届の上御差図うけ候て、古桶の御極印に引合せ御極印受け候様仰せ渡され、これ又承知奉り候。右御改めにつき御非分之儀毛頭御座無く候。依て酒造人村役人一同連印差上申候。以

組頭 吉左エ門

名主 藤右エ門

菱笠之助様御手代

福富領四郎殿

(北佐久布施、土屋正雄氏蔵)

村役人も連印の上、隠造りや増し造りをしない誓約を立てたのであるが、いつの世、いつの時代も同じことで密造を全くなくすわけにはいかない。ひたすらに酒を求める農民の中には、知恵のある者もいて、法にふれないぎりぎりの線での酒造を考えた。たとえば、奥信濃の木島平関沢村では「おのおのが米を出し合って、酒蔵を借りうけ、自家用酒を造るのなら、商売では無いし、罪にはなるま

い」との結論を出して、村の蔵での酒造りをおこなったが、結局は無株醸造と断定され、蔵主も名主も中野陣屋に呼びつけられてしまった例もある。飯山地方は、信越国境の峠路をこえて入ってくる塩や魚の、善光寺平への玄関口であり、そこで立てられる物価が奥信濃の商品値段を左右したので、藩も商人たちもすべて商品の立値には慎重であった。酒値については、仲間が相談の上それを申合せ、藩の許可をうけて実施する仕組みになっていたので、酒仲間は絶えず自粛を怠らなかつた。

そんな飯山地方に、江戸時代の後期「畚り作り」といわれる一つの流行が始まってきた。農民達が自分の米を酒造屋の蔵にあづけておき、酒が必要になったら、いつでも酒蔵へ出かけて欲しいだけの酒を無償でもらってくるという、いわば一種の委託醸造である。しかし、これには二つの問題があった。そうすれば、お上から指示されている酒造米株高に違反することなく、造り高をふやすことができるのではあるが、密造として摘発のおそれがないとはいえなかつた。それが一つの問題であり、更にもう一つの心配は、米の現物で酒代金を支払うということは、申合せの自粛酒価を崩すおそれがあったからである。そこで彼らは、やっぱりその方法をやめなければと、重ねて自粛を誓い合うのであつた。

取極書之事

(飯山町誌)

酒仲間申合せの儀これまで数度取縮書調印これあり候えども、連々齟齬の趣相聞え仲間一同迷惑のことに候。これに依て今般相改め以来相談の上取極めの諸事違犯これなき様きつと相守り申すべく連印仕り候。以上。

弘化四年丁未二月

深堀林之助以下連名

当末年仲間相談之上取極め左の通り

御上様に願ひ奉り候値段は張紙の通り相対見世売の儀は上酒一升に付代百二十四文、但し酒札同断の事、中酒一升につき代百十一文、並酒一

升につき現金売百文なり。売子ならびに婚礼酒等倉にて大樽の分は金一両につき七斗限りに候。

近年仲間のうちにて畚り作と申す事これあり、粃米にても預り置き、先方にて入用の節差遣すの趣相聞え候。ふらちの事につきこの度相談の上、以来は右様の儀相頼まれ候とも堅く断り申す可く、万一件間にも隠し畚り作仕る者これあり候趣相聞え候わば年行司より沙汰に及び、右預り分仲間へ二割の過料差出し申す可き事。現金売の儀火入後は一割増にて売り申すべき事。

右の条々堅く相守り、万一前書より値段等引下げ売買仕り候わば早速一同より沙汰に及び、かねて相談おき候通り取計い申すべく候。以上。

あの手この手の密造が考え出されてくると、時にはそれが摘発されて、村民や村役人にまで迷惑をおよぼすことがあつたし、見廻わ

りにやってくる役人衆に立ち寄りられて、関係のない村民まで、思わぬ出費に泣かされることもあった。酒蔵にはよそからやってきた大勢の奉公人を使っていたので、その連中が村の風紀を乱したり、村民への乱暴を働くことも無いとはいえなかった。だから、新しく酒造りを始めようとする者は、次のような一札を村役人に入れて、こまかい心くばりもしなければならなかった。酒屋の旦那というものは、ただ儲けさえすればいいというのではなく、いつも村民の信任を得ていなければならなかったからである。

差出し申す一札の事

(北佐久布施、土屋正雄氏蔵)

一、御地内にて相稼ぎ中の酒造方御改めのため、御支配御役所は申す

に親類組合惣代引きうけ、連判一札差出し申す処、よってくだんの如し。

寛政十二年申八月

牧布施村酒造株主

慶次

御休泊ならびに人足その外諸入用等も相かかり候わば、各々より仰せつけられ次第きつと差し出すべく候。

同所親類惣代

藤右エ門

一、右造酒稼ぎの儀、大勢と差引きなども致し候儀、稼ぎ中口論出入等出来仕らず候様、せいせい心懸け随分実意を以て、取計い、御役元へ

同所組合惣代

久八

御苦勞かけ申すまじく候。

右の趣遂一承知、いささかも違背仕るまじく候。後日のため私ならば

小平村御名主  
御役人衆中

## 清水に恵まれた高原の郷土

モトの水、モロミの水と、水は正に酒造りの命だが、日本の屋根といわれ、いたるところに深い森林を持つこの高原は、古来、清水に恵まれていた。何々清水と呼ばれる地名が信濃ほどに多い国はあるまい。養老の滝の伝説に似た、清水が酒に変わったという伝説は、

この郷土にも幾つか残っている。

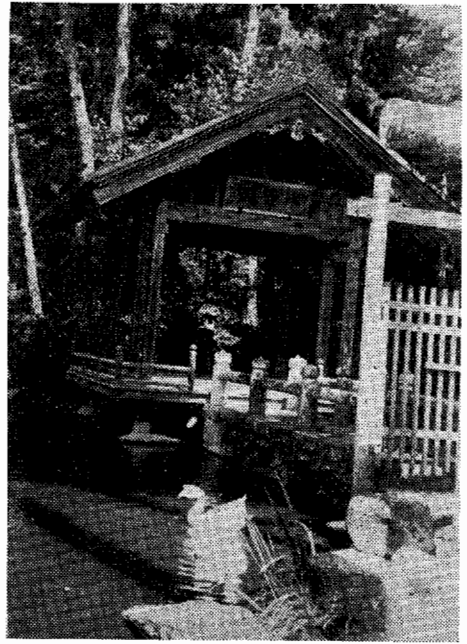
△田中盤著、酒泉伝説▽ 昔、正直な老農がいて山に入り、清水を汲んで飲んだところ、香りの高い美酒であった。ところが、その息子が話をきいて飲んでみたが、ただの水に過ぎなかった。「親はもろはく（諸白）子は清水」という故語が、この伝説を語りつくして余すところがない。ところによっては「親は古酒」とも「皆酒」ともい替えられ、その清水があったところは今は涸れてしまってもなお、こわしみず（強清水）という地名となって、ぽつぽつ残っているほどである。

この伝説は酒泉伝説と呼ぶが、松本市内の中山地区に酒の入という地名が残っていて、古老の伝えるところによれば、ここでもやはり清泉が酒に変わったという伝承が残っている。今から一、二〇〇年前の奈良朝時代のことと、五日間湧出して涸れたといい、瑞祥を記念して土地の名を和泉と命名したという。南斜面の陽あたりのよい地形で、いかにもそのような伝説に似つかわしい場所である。

松本の源池の清水も有名なものであった。天保一五年（一八四四）にできた『善光寺道名所図絵』に、源智井戸の図がのせられ、「井筒さしわたし八尺、高さ九寸、清泉湧出して当国第一の名水とす。松本町中の酒造は尽くこの水にて製するなり」と記されている。元禄以前には、城下に七〇軒もあった酒屋が、みんなこれを汲んでいたのであるが、天保時代には可成り酒屋の数も減った。この絵（口絵参照）でも、一人の旅人が如何にもうらやましそうに、不思議そうに湧水を見つめている。

善光寺町も箱清水、爪割清水などの地名が残っており「善光寺七清水」の伝承もあって、町の酒屋はみんなそれを使っていた。どこかの酒屋にも四五人の水汲み請負が抱えられていて、毎朝暗いうちから湧清水のほとりに集まり、大賑いを呈するのであった。長野市の田子は、幕末の頃、六八戸で米一九〇石ぐらいを収穫するに過ぎない村だったのに、鎮守の森に湧き出る豊富な清水を繞って、八軒もの造り酒屋が蔵をつらねていた。

△長野県町村誌、田子清水▽ 村社域内に湧出す。一は槻の老樹より出で、一つは祝詞殿の下より出で、合して一条の流れをなす。水色清冷、九夏三伏の炎節も飲者をして骨冷やかならしむ。水質淡白にして軽く、煎茶造酒に適す。故に村の飲水となし、酒造を営むもの八戸ありて、田子酒の名隣国にまで至る。すべてこの清水の徳なり。明治天皇御巡幸に当り、これを汲みて御膳水となす。



飯田の醸造の神さま「水幸殿」

(明治二二年の報告)

田子部落の酒造家は、明治後期までに悉く没落してしまつたが、幕末から明治初年には八軒の酒屋で一、〇〇〇石ぐらいを生産し、その一人は明治天皇の行在所となり、もう一人は維新早々飯山城下に出て、国立第二四銀行の創設者の一人に加わるほどの威勢であった。確かに、すべて清水の徳である。

古くから酒造りが始まり、繁栄している佐久や諏訪地方も、八ツ岳と蓼科山麓に立ち、年中、清純な白雪をいただく高嶺からの清水に恵まれたからにほかならない。北アルプスから流れ出す清冽な水は、安曇平のワサビ畑を育て、安筑平に「松本酒」をつくり出した。赤石や駒ヶ岳の湧水が伊那谷の酒を育てあげたのであり、飯田の醸造業者の守り神水幸殿は、今でも泉の中に立てられて、年々感謝の祈りがこめられている。

酒水が涸れ果てたり、濁ったりすれば酒蔵はつぶれてしまい、父祖伝来の酒株も売り払わなければならないのである。

お恐れながら書付を以て願上奉り候

(中野市、山田顯五氏蔵)

天保十四年御鑑札

本多豊後守領分

一、酒造米高八拾四石

水内郡浅野村百姓

但、元米掛米糶共

譲渡人 健次郎

当御代官所

高井郡東江部村百姓代

譲受人 荘左エ門

儀に付、対談の上同人へ譲渡したく存じ奉り候間、何卒御慈悲御聞濟まし成し下しおかれたく願上げ奉り候。

嘉永元申年六月

高木清右エ門様、中野御役所

右は健次郎荘左エ門一同申上げ奉り候。健次郎儀これまで前書株高の

通り無冥加にて酒造稼ぎ来り候処、近年井水悪しく相成り酒出来方よろ

しからず、稼ぎ相成り兼ね、然るところ荘左エ門儀は由緒もこれあり候

儀に付、対談の上同人へ譲渡したく存じ奉り候間、何卒御慈悲御聞濟ま

し成し下しおかれたく願上げ奉り候。

嘉永元申年六月

高木清右エ門様、中野御役所

酒米の流通と新田開発

明和九年（一七七二）に、高井水内両郡にわたる天領の農民たちが、江戸表までの年貢米送りを命ぜられたとき、とてもそんな負担には堪えられないから、何とか、現地で年貢米を売り払い、金納で勘弁してもらいたいと訴え出たことがある。その文中に「当地方は米少々の場所にて、それも悪米に候えば多くは酒屋に売り払い、その余を作と扶食に致し居り候」といっているところを見ると、悪米をもいい値で買いとってくれるのは酒屋の旦那衆であり、酒も、それほどに米質をえらばず、むしろ悪米で造っていたのである。幕末の頃、頻りに勃発する百姓一揆に、酒屋は余り襲撃されなかったが、悪米を高値に買ってくれた、こんなところにも酒屋を大切にしたら原因の一つがあるのだろう。

江戸時代の後期、信州は米の移出国になっていたもので、総じては、そう酒米に困ることはなかった。慶長以後、各藩が競って新田開発を奨励し、在郷の有力者たちが、それにこたえて遅しく立ちあがったからである。文禄四年（一五六一）に、秀吉が全国にわたっていわゆる太閤検地をおこなった頃、信濃の産米高は五四七、三六〇石であったが、九七年後の元禄一五年には既に六七、〇〇〇石を増加し、更に一三五年後の天保五年には一五万二千石も増大している。六万石といえば、松本領分を一つふやしたことであり、一五万二千石といえば、松代藩と上田藩領分を合したものがふえたのである。まことに、逞しい開拓魂の発揮であったといわなければなるまい。秀吉以来凡そ二世紀にして、全信州の生産を五〇％増大したのである。

このような素晴らしい結果をもたらしたものは、農具、肥料、耕作技術、新

江戸時代、米生産高足どり  
(単位石、幕府の調べ)

郡別	元禄15年	天保5年
筑摩	54,806	82,080
水内	84,671	108,542
諏訪	35,019	44,006
伊那	122,687	134,043
小県	66,143	76,990
埴科	20,780	23,641
更級	45,977	56,610
安曇	38,944	60,123
高井	69,129	84,967
佐久	77,658	96,780
合計	615,814	767,782

[註] まだ上下、東西、南北などの郡はわかれていない

品種の工夫などにも依るが、主としては用水路の開発によるものであった。有賀積男（松本市）が、郷土誌『信濃』に次のような研究を発表している。

△信濃における近世の水田開発▽ 信濃における近世の水田開発は、大体百年ずつを境として、二期にわけて考えられる。第一期は戦国末の天正頃から貞享頃に至る約百年間であり、第二期は天明の飢饉などを中心とした頃から明治にかかる約百十年間である。そして、第一期の主要的指導層は武士階級であり、第二期のそれは農民自身であったことが特徴的である。第一期の武士階級においても、藩主及び藩士を中心とした型と、郷土及び浪人を中心とした型とがあり、後者の浪人や郷土は土着人として農村人に近く、封建性確立の直後にありながら、庶民的な傾向を持ち、近代的な萌芽が蔵されていた。

第二期になると、この近代的な色彩はもとはっきり現れて、その中心が農民自身となり、すでに封建下に優位であった武士階級は、農村においても指導力を失ったのであった。しかもその農民中心勢力の中においても、庄屋を中心とする社会協同体的な型と、企業的な型との新しいものが現れて、明治維新後の近代的社会への移行を有力に物語っている。第一期の封建的特色の濃い時には、市川五郎兵衛が真親神社に、六川長三郎が功勝霊神に、加集李之助が加集権現というように、成功後はその徳をしたわれて神に祀られ、子孫も長くその地にとどまって、代々堰世話役になっているのに対し、第二期は社会協同体的または企業的工事を反映して、神に祀られること、子孫も堰世話役になるなどのことは見当らない。

第一期（天正—貞享まで）

堰名	開拓年	所 在	開拓者	身分	塩内堰	寛永一	同郡三都和村	六川長三郎	同
芋川堰	天正	上水内郡三水村	清水戸右衛門	上杉家臣	御影新田堰	慶安三	北佐久郡南大井	柏木小右衛門	郷士
屋代堰	慶長				箕輪開拓	同五	上伊那郡中箕輪	加集李之助	藩士
川中島上中下堰	慶長	更級郡北部	花井主水	藩主	八重原堰	承応二	北佐久郡北御牧	黒沢加兵衛	同
川合新田堰	元和四	長野市芹田	北村門之丞	郷士				白井彌三郎	農民
長久保新田堰	同五	小県郡長久保	石合新左衛門	同	矢原堰	同二	南安曇郡穂高町		
五郎兵衛新田堰	同九	北佐久五郎兵衛新田村	市川五郎兵衛	浪士	傳兵衛堰	明暦元	上伊那郡東春近村	柳沢彌右衛門	浪士



酒米の流通と新田開発

芋川堰改修	寛文一	上水内郡三水村	野田喜左衛門	藩士	勘左衛門堰掘造同一〇	南安曇郡烏川村	平倉六左衛門	同	庄屋
倉井堰	同(年未祥)	上水内郡倉井	同	同	矢崎新田堰	文化二	埴科郡豊栄村	吾妻銀右衛門	同
今井堰	同	同郡豊井村	同	同	傳兵衛堰雨具	同一	上伊那郡東春近村	原新田区	同
蓮堰	同	同郡秋津村	同	同	十ヶ堰	同一二	南安曇郡西穂高村	等々力孫一郎	同
平八箇郷堰	寛文六	同郡常盤村	同	同	水野堰	同一二	下高井郡平隠村	吉田忠左衛門	同
傳九郎新田堰	寛文一〇	上水内郡信濃尻村	池田傳九郎	農民庄屋	傳兵衛堰完成	天保三	上伊那郡富泉、東春近	伊東傳兵衛	同
根越堰	元禄元	下高井郡木島村	野田喜左衛門	藩士	部奈堰	弘化元	下伊那郡生田村	部奈園蔵	同
古樋堰	同	同郡木島村	同	同	傳兵衛新田堰	嘉永六	埴科郡坂木町	稲玉徳兵衛	同
大樋堰	同	同木島村	同	同	彫夫井	同六	下伊那郡河野村	福井彌吉	同
畠田井	同	下伊那郡河野村	柿木吉兵衛	浪士	黒川堰	安政六	東筑摩郡山形村	惣右衛門外一五名	農民
颯ヶ沢水道	貞享二	同郡龍江村	滝重右衛門	藩士	横倉堰	文久元	下高井郡夜間瀬村	坂口徳兵衛	同
第二期(明和より以後)					諏訪山浦開発	同五	諏訪郡山浦地方	坂本養川	同
堰名	開拓年	所在	開拓者	身分	備考				
池田新田堰	明和二	北佐久郡御代田村	池田源助	農民	五兵衛新田堰	寛政五	岡谷市	武井五兵衛	同
諏訪山浦開発	同五	諏訪郡山浦地方	坂本養川	同	上條堰	同三	同郡平隠村	樋口伝平	同
五兵衛新田堰	寛政五	岡谷市	武井五兵衛	同					

天保五年の米穀生産七六万七千石に対し、そのころの人口は七九四、六九八人であった。これだけの生産を見ても、勿論、地方によつては米の足りないところがあり、諏訪藩では、領外への出口にすべて穀止め番所を設けて米穀の流出を防ぎ、酒造りも城下町だけに許して、農村での酒造を制約した。逆に高遠藩、松本領、佐久地方などでは、在方での酒造りが大いに奨励され、木曾谷では、伊那の余り米を使って、近江から来た商人たちが酒を造り始めたといえられる。

犀川沿いの信州新町あたりでは、松本から川船で運ばれる米を仕入れ、奥信濃地方には越後米も入ってきたし、木島平の米が善光寺町の酒蔵に積みこまれたりした。ひとたび凶作になり、飢饉がやってくると、どこかの藩でも領外への流出を禁止したので、米不足地帯の業者たちは頭を痛めた。

江戸時代の初期には、佐久郡北沢村の酒屋八左衛門が、領主から一五〇石の米を借りて酒造を始めた例のように、すべてを自作の米だけで間に合わせるといふわけにはいかなかったが、元禄以後、在郷商人としての酒屋の資力は急速に増大して、生産量を高め、蓄積を大きくし、その所有田地をひろめていった。勿論、倒れていくものも少くはなかったが、文化文政の頃には、勝ち残ったものの、地主酒屋としての地位が確立したといわれている。もはや、自作の米と小作米とで、酒造米の自給が可能になったのである。

たとえば「飯田藩松尾村の吉川家は、小作米だけで醸造し、一俵の米も買うことがなかった」（今井源四郎氏記）というし、伊那高遠原の片桐家は「百二〇石の資力の上に、中馬宿と酒造屋を兼業して栄えた」（中箕輪、松村義也氏記）といわれ、南安曇郡誌は「この地方の酒造家の多くは、数十石内外の手作をおこない、そのほかに小作人からあがってくる米を以て、酒を造っていた」と記録している。かくて、江戸時代の後期になると、彼らは「酒造りは、自分の米を使って副業的に行うもの」と考えるようになり、凶作のために米が不足し、酒米に事欠く場合は、原料米を買いこんでまでは酒を造ることをせず、さっさと休蔵してしまうのであった。

お恐れながら書付を以て御届申上奉り候  
（中野市、山田頭五氏蔵）

不本意に存じ奉り、私酒造の儀は当一年皆休に仕りたく存じ奉り候。

高井郡東江部村酒造人荘左エ門申上候。去己年より諸国一統違作に付、酒造米高の内三分の二相減じ三分の一酒造仕るべき段兼ねて仰出され、有難く承知奉り候。然る処、私儀は前々より持地取入穀を以て酒造

冥加金の儀は例年の通り上納仕り候間、来秋に至って作方よろしく御座候わば是まで通り酒造仕り候様偏に願上奉り候。

天保七申年十月

高井郡東江部村

仕り来り候処甲年の儀は稀なる凶作にて取入穀至って少く御座候間、

百姓 荘左エ門

少々にて酒造仕り候ては米買上候ほか御座無く、是迄買入米仕らず候

大原左近様

名主 理右エ門

処、当時米穀払底の節に至って少々にて買上候儀は恐れながら何とも

中野御役所

## 領域越えて、複雑な酒株売買

酒株は、最初に発行された株数が原則的には、それほど増減することなく、長く固定されたというが、一株当りの造石高には年々の変動が常なかつたし、株数についても混乱がなかつたとはいえない。文化三年には「無株酒造勝手たるべし」の布令が出て、たとえば、松本領内だけでも在方に、一挙に二三軒の酒屋ができた（松本市史）というし、天保年間には、全国的な酒株整理のために鑑札制度を布くというような事情もあったから、実際的には、株数にも絶えず混乱や変動があったのである。

酒株は、遠く藩境をこえて、売買、貸借移動が自由であり、権利だけを所持して蔵は持たず、よその蔵で出造りをするというようなことも許されていたから、その移動の内容は非常に複雑であり、なかなか実態のつかめないものであった。酒株の売買や貸借は、私領は藩庁を、天領は現地陣屋の代官を通して、幕府勘定所の認可をうけるものだが、その手続をとるに当っては、村役人衆の同意をとりつけないければならなかつた。

新らしく酒屋ができて、村内の米を使うことは、そのまま住民の生活に関係してきたし、逆に、村から酒屋が出ていってしまうということは、住民の活力のもとを失うことにもなったため、新しく開業するにしても、或は蔵を閉じるにしても、村役人衆の同意をとりつけないければならなかつたのである。ほかに、理由があつた。酒蔵には大勢のよそ者が来て働くから、風紀の問題も考えなければならなかつたし、密造などをやられると、藩役人がやって来て、隣り近所まで家捜しをされ、村役人の共同責任として吟味されたからである。酒屋は確かに幕府の保護もうけたが、一面、地域住民の共同工場的な要素も持っていた。酒株が、どのように複雑な内容を包蔵しながら、移動していたか。幾つかの例を見ておこう。

乍恐書付を以て願上奉り候

（北佐久布施、土屋正蔵氏蔵）

酒造米高百五拾石

一、冥加永四拾文五分

右酒造株之儀小平村百姓半蔵所持致し、年来相稼ぎ来り候処近年病身に相成り、親類慶次方へ護渡候儀申談、右村一統何にても故障の儀御座無く候間、何とぞ慶次方へ護渡仰せつけられ候様願上げ奉り候。

寛政十二年五月二十一日  
佐久郡小平村讓渡人百姓 半蔵  
同郡布施村 讓受人百姓 慶次

中之条御役所 蓑 笠之助様

前書の通り格別の御勘弁を以て仰せつけられ候様、村役人一同願上げ奉り候。

佐久郡小平村 三役人  
同郡布施村 三役人

乍恐願上げ候口上書の事

差上申す一札の事

(佐久市平賀、田中一郎氏蔵)

私所持仕り候酒株の儀、正徳四年当郡にて水野惣兵衛様御知行所今岡村次郎右エ門と申す者より私親勘次郎讓受、享保十一年まで造酒仕り候尤も十二年よりは造酒相止め申し、株ばかり所持罷りあり候。この度お尋ねにつき申上候。

延享三年寅九月

信州佐久郡平賀村

酒株持主組頭 佐源次

名主 嘉右エ門殿

取交しの為規定之事

(長野市、藤井文書)

この度私酒造米百拾石五斗三升の株を以て、貴殿酒造蔵へ出造致し

度き趣御示談仕り候につき、御奉行所へ双方にて願上奉り御聞濟成し下され候上は、当該年より向う辰年まで六ヶ年の間酒造渡世仕り度、尤も

手遠につき造人並に売捌き方貴殿へ相頼みおき、右売捌き利得となし、一ヶ年金二兩三分宛当亥年十二月中旬限、年限中受取るべきものと定め仕り、然る上は御冥加銀上納之儀は貴殿方にて相納め申さるべく候。尤も御用金並に貯穀など仰せつけられ候節は貴殿上納なさるべき旨対談仕り候。後日のため規定取替え、依而如件。

後町村 恒 八

受人 深沢甚十郎

天保十年十一月  
大塚村惣治殿

前書之通り双方規定取替え相違御座無く候間、奥書印形致し候。

右村名主 深沢六三郎

御勘定所御鑑札一枚

堀大和守殿領分

飯田城下池田町 文四郎

一、酒造米高二八石一斗

但 元米掛米糶米共

牧野遠江守様御領分当国佐久郡小諸町重右エ門と申す者、私由緒御座候処酒造稼仕り度候に付、今般御鑑札讓受申したき段申越候間、前書の御鑑札讓渡し申度く存じ奉り候。重右エ門方にて御領主様へ願申す筈に御座候間、恐れ乍ら御慈悲を以て御聞濟成し下され度く願上奉り候。

嘉永五年二月

野原文四郎

右の通り願上奉り候につき奥印仕り差上申候。

酒造御改役 野原半三郎

御奉行所

同所 長瀬五郎左エ門

慶応三年の日記の一節

(藤井文書)

三月十二日 小見村(木島平)惣藏中野表御呼出の由に付、同所に見舞、中野菊屋に泊り候。惣藏儀松田屋に止宿の由に付、夕飯後呼寄せ委細承り候処、立石酒蔵主平沢村兼弥こと五六年以前佐久郡島河原村の者より酒造稼ぎ譲りうけ候引合にて、内渡金これあり候に付、御鑑札を引取置き候処、このたび満金渡し兼ね候に付、先方地頭役所より中野御役所まで書面を以て、付替え罷り相成らざる旨申越候え共、右の次第は内々その筋御役所に御含み頼みおき、今日まで酒造致し居り候処、木島犬飼村酒商健八、無株酒造の趣訴人に及び候ため、御出役これあり、御検

分の上封印いたされ候て、村役人として惣藏呼び出しの由に候。

更に惣藏申し候は、お呼び出し恐入り候えども、村方得意にても酒一切これなく候ては、農業働きも無精に相成り候為、村方銘々より米出し合ひ、当座の酒造り呉れ候様相頼まれ候に付、その意にまかせ、商売ものにもこれなく候に付、別段御届も申さざる段恐れ入り候との由なり。

○  
九月十九日 与右エ門より話し趣には、伺去村より名主与市、親類安エ門、佐兵エ三人参り、西之門より酒造株借受け名目にて酒造手始め仕り候については、何程とても右御札金差上げたき旨、三人より申し聞かされ候。この段如何に申すべきやの由につき、御礼金など申受候儀は甚だ迷惑に存じ候間、お断り申しつかわし候。

飯田から小諸へ、或は佐久から奥信濃へという風に領外への酒株移動も激しかった。渡すつもり株代金が支払えなくなったから、役所の台帳につけ替えができないとか、遠い距離での、これらの悶着が絶えずおこっていたのである。さて、株代金だが、文政年間、佐久地方で「八石株が三〇両、酒船一艘一〇両、六尺五寸桶一本三両した」(中込、市川雄一郎氏記)といい、天保年間、飯田では「一株七〇両」、嘉永時代、高井郡の庄左衛門が「酒造米高八四石の鑑札を八〇両」で買った記録も残っている。

それが、幕末にはぐんぐん値上りして、文久年間には長野地方で一株一五〇両、慶応三年には三〇〇両にも跳ねあがった。藩幕体制の断末魔的インフレの中で、酒株は財産造りの最大の特権と目されたのである。明治維新によって、資本主義経済のあけぼのを迎える前夜、酒造に依る、地主たちのカネ儲けへの意欲は甚だ旺盛なものになっていた。

## 城下から在郷へ、酒造の定着

一般的に、元禄時代の前後、いちじるしく頭をもたげ始めた在郷商人が次第に城下町商人を圧倒し、文化文政の頃には、強力な根を農村の中におろしていたといわれるが、この郷土あたりでは、その在郷商人の先頭に酒屋が立っていた。そのことは、元禄時代までは城下町に集中していた酒株が、爾後、急速に農村部へ流れ出していったことだろうかである。

たとえば、上田領内で、元禄一〇年には城下二四軒、在方一〇軒を数えていたものが、七〇余年後の安永頃には城下七、村部一三と既に逆転し、松本城下では、元禄時代の前の頃、本町だけで二三軒もあった酒屋が、宝暦年間には僅か二軒だけに減ってしまった。善光寺町でも、元禄には一三軒を数えたのに、八〇年後の天明頃には、たった三軒に落ちこんだ。資力を大きく積みあげていた城下の元禄商人たちは、藩主やさむらい衆への金貸しに失敗し、伝来の酒株を次第に手放ばなさなければならなくなり、それらの株が、在方の商人や地主の手へ流れていったのである。

勿論、城下でも、すべての金持ち酒屋が敗れ去ったわけではなく、勝ち残った連中は益々大を成していった。たとえば、享保三年（一八〇二）頃、飯田城下の野原文四郎は藩領内酒株の大半を買い集めたといわれる。しかし、総じては村方の業者が急発展したのであり、佐久地方では三塚村（佐久市）の箕輪家が、一時、佐久平の株の大半を手を納めたと伝えられている。

米不足の諏訪藩では、領外への出口に穀止め番所を設けて米の流出を防ぎ、従て、酒造りも城下にだけ保護し、在方での酒造は許さなかったのであるが、それでも、とうとうとして酒株が村部へ流れる時勢になると、ついに喰い止め切ることが出来ず、元禄後間もない頃には、在方にも六軒の酒屋が出現した。諏訪領では藩主が江戸にのぼるとき、村々から郷土自慢を土産に贈る習わしになっていたが、弘化年間には、大之木村（茅野市）の造り酒屋から、味自慢の清酒一樽を贈ったほどに、在方での造酒が盛んになっていた。

かくて、文化文政頃から明治維新の前夜にかけては、ほとんど、どこの村にも一軒や二軒の酒屋が無いところはないほどに、正に、

田舎酒屋の花盛りとなった。金持ち地主の副業としての醸造工業が、農村の中に行きわたったのである。そして、明治維新による資本主義経済のあけぼのをむかえたのであった。

手もとの史料を見るだけでも、松代領内に四四、佐久地方に三二、下高井方面に四三、南安曇に二八の酒屋があった。全信州の数字は老大なものにのぼったであろうこと、推して知るべきである。

文政九年(一八二六)の佐久地方		下		同		同		同	
町村名	酒造人名 石高(不明)	畑	松の屋源左衛門	己之作	一二〇	同	林右衛門	六九	
			桂屋竹蔵	中町	一二〇	森	八郎右衛門	三八	
茂田井	葛屋健次郎	高野町	祝田屋善兵衛	伊勢町	一五〇	更級山田	八郎左衛門	三〇	
白田	橘倉清内	小海	丸屋源蔵	同	三四	笹平	嘉四郎	三五	
平賀	酒屋庄吉	五十貫	寿屋七郎左衛門	紙屋町	八〇	若宮	忠右衛門	四五	
片倉	上田屋弥右衛門	上畑	松葉屋忠助	伊勢町	一二〇	水内後町	伊右衛門	七	
八幡	上羽屋千代松	〇原	藤屋太兵衛	矢代	九九	内川	三郎右衛門	七	
同	住吉屋東太郎	小諸本町	久三郎	仁礼	一〇七	高井八町	甚五郎	一五	
市村	古屋武兵衛	三条	酒屋小左衛門	同	六一	更級田口	勇七	三〇	
赤岩	亀屋茂兵衛	桶ノ口	中屋九左衛門	八幡	九二	水内長池	伊左衛門	一五	
岩村田	清水屋太右衛門	南相木	久左衛門	同	三八	同	善右衛門	一五	
同	山城屋久右衛門	追分宿	久左衛門	氷鉋	九二	更級赤田	七郎治	五	
小諸本町	大阪屋佐兵衛	中小田切	近江屋伝治郎	真島	四六	原	儀右衛門	七	
同	丸屋伝四郎	下県	大丸屋代次郎	吉田	五三	力石	助右衛門	四	
同	菊屋代吉	三ッ塚	酒屋勘三郎	同	五〇	上平	林左衛門	四五	
横根	三郎右エ門	野沢	隅屋甚右衛門	水内新町	九九	高井八町	新五右衛門	三〇	
御馬寄	和泉屋由五郎	文化二年(一八〇五)	松代領内	同	七六	五明	惣左衛門	七	
春日	梅屋喜兵衛	町村名	酒造人名 株高(右)	同	七六	保科	半蔵	七	
同	叶屋兵左衛門	松代伊勢町	仁兵衛	同	六一	牛島	治右衛門	三〇	

川田 彦左衛門	三八	矢原 弥三郎	五四〇	金井 嘉左衛門	一六〇	戸隠新田 政右衛門	一五〇
佐野 甚之助	七	等々力 利右衛門	二四九	寒沢 庄五郎	四五	寒沢 久作	五〇
水内中御所 重助	七	同 喜久弥	三二三	岩船 九郎右衛門	三五	篠井 庄助	七五
慶応三年(一八六七) 南安郡内		上長尾 小門次	貸株五〇	井上 市右衛門	八八	新保 惣右衛門	五〇
村名 酒造人名 酒造高(石)		下角影 久五郎	同 三五	夜間瀬 政右衛門	九六	立ヶ花 幸蔵	五〇
花見 利右衛門	五二〇	丸田 新五兵衛	同 三〇	同 平右衛門	一三六	横倉 佐右衛門	五〇
同 小兵衛	一五八	小田多井 浅左衛門	同 三〇	横倉 年兵衛	九九	北鴨原 嘉平治	六五
立田 喜久次	二〇七	岩岡 次郎兵衛	同 三五	関沢 助左衛門	五六	岩井 常右衛門	五〇
同 九馬蔵	六九〇	飯田 助左衛門	同 三〇	戸狩 長兵衛	八四	上木島 重蔵	五〇
同 七郎兵衛	一六二	南大妻 角左衛門	同 三〇	箕作 三左衛門	一五九	計見 三郎右衛門	五〇
上角影 与次郎	三八三	飯田 新右衛門	同 三五	赤岩 善助	一四四	竹原 九兵衛	五〇
長尾 治郎兵衛	一〇八〇	古厩 太四郎	同 五〇	安田 治郎右衛門	一四〇	前坂 笹岡宗右衛門	五〇
一日市場 茂八郎	四五五	註 堀金村岩原、山口誠象氏文書		間山 与右衛門	五四	西大滝 太左衛門	五〇
中 萱 市郎治	一二六	による。		下木島 和十郎	九〇	小玉 留蔵	五〇
小田多井 彦野右衛門	四七〇	明治元年(一八六八)下高井方面		天神堂 伝兵衛	一三〇	野尻 市右衛門	五〇
岩 原 与三兵衛	二五〇	町村名 酒造人名 酒造米高(石)		野沢 市郎右衛門	二八	青倉 庄右衛門	五〇
上堀金 彦三郎	三四二	中野 彦兵衛	一八〇	柏尾 源六	八四	水沢 茂右衛門	五〇
同 市三郎	七二〇	同 孝兵衛	一九二	同 伊兵衛	九〇		
成相本 七之丞	二一九	同 寅吉	七四	上条 徳兵衛	七〇		
成相町 甚左衛門	二二二	松川 新助	一六二	坪山 増右衛門	一〇六		
新田町 与兵衛	四一〇	東江部 山田庄左衛門	一〇〇	市之割 茂右衛門	四三		

しかし、こんにち、これらの殆んどが酒造業としては姿を消し、きびしい興亡のあとを物語っている。たとえば、佐久郡において今もなお繁栄しているものは葛屋、橋倉、酒屋庄吉、片倉村の弥左衛門の流れだけ(望月町、武重徳衛氏談)である。



## 信州文化を築いた旦那衆

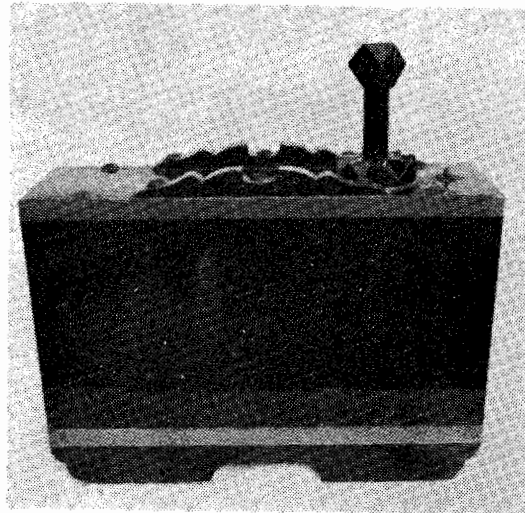
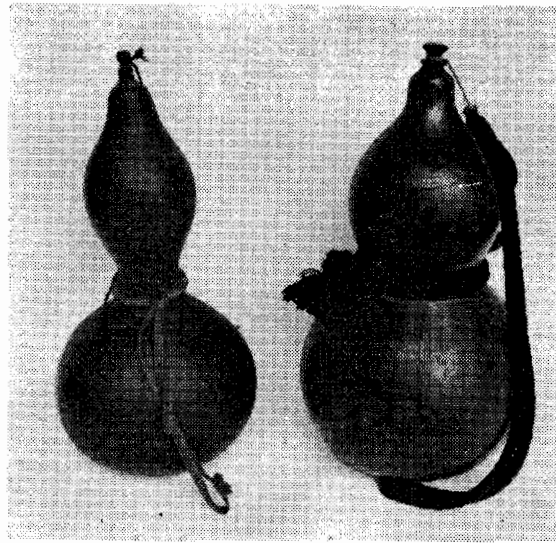
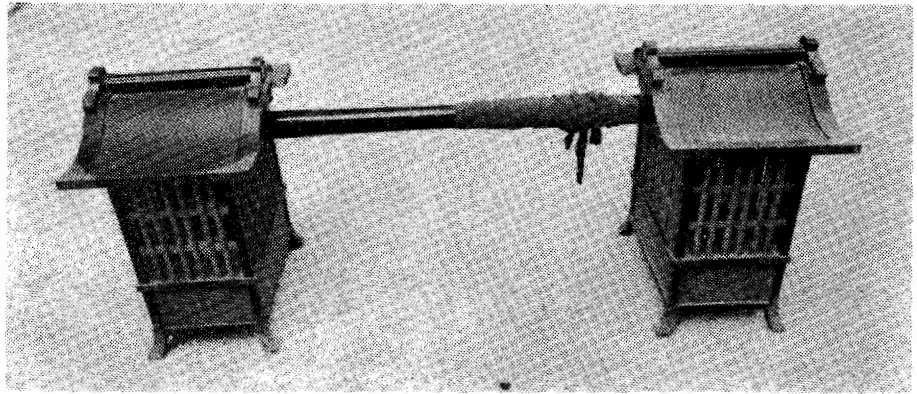
幕末に流行した「チョボクレ歌」は、当時の世相や政治の問題を織りこんで、下層大衆のやる瀬無さを心意にひそめる諷刺であったが、佐久地方でうたわれたチョボクレに、こんな文句が歌われていた。

△佐久方言づくしチョボクレ歌▽ 四五年こつちい踊りが繁昌で、村々里々十軒五軒の新田小村の小家の子供も、今年はおっつけ踊りに出るから、日向へ出かけりゃ足手が黒くて、おやまをするのに見様が悪いの、骨折わざすりゃからだがかわくて身振りができぬの、なんのかんのと己が業をば、よつこのようにぞお役につとめて、読み書きできぬは恥とは思わず、所の鎮守の祭をかずける踊りの相談。第一田舎にや下方ないぞや、そうならこうそう、矢口は二幕、講釈四幕に三番を入れれば都合で七幕、名主の息子や酒屋の息子にや、下手でもなんでもいい役やらせろ、なんぞの時には用あるものだよ、役割必ず小言はいうなよ。

祭の寄付もたくさんついてくれるし、村芝居の勧進元にもなってくれるから、酒屋の息子は大切にされたのである。酒屋の旦那衆は、読み書きも教えてくれたし、ハイカラな生活ぶりが住民の羨望の的にもなっていたので、どこでも村最高の指標であった。江戸後期、地方の農村の中に浸透していった時勢の進歩は、おおかた、造り酒屋の旦那衆によって導かれたものである。

村に住むカネ持ちは、城下のカネ持ち連中のように、そう茶屋遊びばかりもできなかったし、芝居見物にもかけられなかったのだ、よく本を読み、書画を鑑賞し、俳諧や和歌をたしなんでいた。彼らのところへは、江戸からやってくる学者や文人墨客が絶えず立ち寄って、幾日も逗留したので、江戸の様子を聞くこともできたし、絵などの手ほどきをうけることもできた。

高井郡江部村の酒屋山田荘左衛門のように、江戸の儒者亀田鵬斎の指導をうけて、地域の子供たちを教育した上、農事改善のために



江戸時代の酒器のさまざま (上) 上流のさむらい達はこの中へ酒樽を入れてお宮参りや花見にかついででかけた(中) 風流人はヒョウタンに酒を入れて(下) サシ樽といって、これは四角な酒樽である(岡谷市、林新一郎氏所蔵)

『譬稻性弁』などの書物を著し、頼山陽から「この書こそ天下になからざるべからざるのものなり」と驚嘆させたものもあるし、佐久郡三塚村の酒屋瀬下敬忠のように、こんにちなお、郷土史家の指針となっている『千曲の真砂』を著したものもある。彼は、平田国学を奉じて、尊皇思想をこの地方に吹きこんだ一人でもあった。

小布施の酒屋市村戸右衛門は、高井鴻山の弟子でもあり、パトロンでもあり、葛飾北斎の芸術をこの地方に知らしめた一人でもある。下総の大原幽学が、東信地方においてその思想運動を始めたとき、それを大きく支えたのは、上田城下の滝沢八朔や領内の酒屋杵

掛清次郎であった。

本居宣長の流れにつながる平田篤胤の国学思想が、幕末の頃、もっとも根強く開花したのは、伊那谷や諏訪を中心とする信濃であり、全国三千七百余人の歿後門人のうち、六七五人という多数をこの郷土で占めたといわれるが、その中には上諏訪の宮坂恒由、小泉和田の宮下重昌、飯田の野原文四郎など、多くの酒屋が代表的な存在として参加していた。

江戸時代の俳諧を語るのに諏訪の曾良、上田の白雄、伊那の蓼太、柏原の一茶を忘れるわけにはいかないが、柏原の酒屋中村二竹、飯田の桜井蕉雨は彼らについて学び、田舎にいなから江戸の俳諧番付にもせられるほどであった。宝永正徳の頃、宝井其角の俳風が江戸を風靡している中で、蕉風の復興運動がおこったとき、小諸からは木俣瑞声、成瀬平瑞、神津瑞之、神津松花らが逸早くそれに投じていったが、瑞之も松花も酒屋であった。

しかし、以上はほんの一部分の例に過ぎない。村役人でさえ、紙筆を使えるようになったのは、明暦万治の頃であり、寛永年代に始まった寺小屋が、絶頂期をむかえたのは文政天保の年代であった（土屋弼太郎著、郷土の歩み）といわれる時勢の中で、信州の地方文化を築きあげてきた裏がわに、どんなに大きく酒屋衆が貢献していたか、思い半ばに過ぎるものがある。ただに文化だけでなく、諏訪の宮坂伊三郎のように甲斐国河口湖の小エビを諏訪湖に移殖して、その名産に仕上げた者もある。チョコボクレに「酒屋と庄屋の息子にや、下手でもなんでもいい役もたせろ、何んぞのときには用あるもんだよ」と歌われたのも、当然でなければならぬ。

### 幕末、騒然の中の酒屋日記

異国の黒船が頻りに幕府をおびやかし、尊皇攘夷か、佐幕開国かで世情が騒然としてくると、地方の酒屋の旦那衆も最早や安閑としているわけにはいなくなった。田舎に住んでは、天下国家の大問題が忽ち身に迫って感じられるわけではなかったけれども、日々の、世情の急速な変貌が敏感に在郷商人たちをとらえたのである。

二百六十余年にわたる幕藩体制が突き崩されようとし、米遣いの経済が断末魔的な容相を呈して、一にもカネ、二にもカネの考え方が天下をおおってきた。維新への前夜、一〇年足らずの間に、一五九円の酒が三七〇余円に跳ねあがるというようなインフレがおこって、城下では喰っていけない下級武士が傘を張り、町にも村にも餓死線上の難渋人があふれ出すと、酒屋衆も、なんとかその危局を乗り切らなければならなかった。

小野出羽守殿御渡し候御書付の写

(南匠久大沢、大内幸太郎氏蔵)

近年米穀買ならびに酒隠造り、増し造りなど不埒これあり候えば、

の儀いたし候者これあるにおいては、御代官役所そのほか領主地頭様御役所へ訴え出づるべし。吟味致すべく候。

自ら米高値に及び難儀候につき、下々の者右体の者へ遺恨を持ち、多勢

右の通り公儀より仰せ出され候間、村々承知畏入り奉り候。

相集り穀屋酒屋そのほかの家蔵等に狼藉致し候。米穀買ならびに酒隠

安永五年二月三日

田野口藩 川村恒右衛門

し造り増し造りの儀禁制に候上は、御仕置仰せつけらる事に候間、右体

大目付江

鷲味 宇太夫

しかし、このような布令を発して見ても、もはや幕府の威令は行われなくなっていたし、地方の藩領内では毎日どこかで百姓一揆がおこり、そのための謀議がひそかに進められていた。幕末から明治初年にかけて頃、信州は日本一、農民一揆の多かったところだけに、絶えず狙われている地主や商家には心の休まらぬ日々が続いた。以前には、たとえ一揆が押しよせても酒屋はおおかたよけて通った。日頃、村内では信任を集めていたし、酒屋がなくなってしまうことは、住民の活力のみなもとを失うことにもなるので、酒屋は大目に見て、襲撃の火を放たなかった。酒屋の方でも、一揆殺到の情報を書くと、片っぱし、大樽の鏡をぬいてふるまう知恵を持っていた。ところが、農民大衆の「米よこせ」「世ならしを」との叫び声がいよいよ大きくなって、各地の米蔵が襲われ、商家が焼かれ、役人が殺され、さては大砲までひき出されるようになる。酒屋衆も甚だ危険にさらされたのである。維新直前、慶応二年の「酒屋日記」(藤井文書)を摘記してみよう。まことに物騒極まる明け暮れであった。

正月二日 酒蔵たまり蔵有品一切付立て卸勘定いたし候。この前年は

二月三日 小作人銘々呼出し、これまで証文も差入れず迷惑につき、

酒造り見合せ、揚酒等にて利薄く、その上諸式高値、物入多く、臨時入

この段諸取極め証文差出すよう申遣し候。

用多分につき例年よりも勘定不足に候。

三月二十一日 去冬極月中白米両に二斗六七升の処、春以来段々高値

に引上り、就中当月十日頃より白米一斗八升に相成候処、品物殊のほか  
 払底にて人氣不穩に候。

四月七日 夜分途中にて提灯奪われ候者、また追廻され候者これある  
 由。新町北裏こく屋伊助の裏の辺、面体を隠し候者徘徊し、右は火をつ  
 け申す心にてこれあるかとの由、町々相廻り候事始まり候。

四月十七日 三月下旬より市中物騒につき、それぞれ町内を組頭並に  
 組合一同見廻り候処、昨夜御高札板札に何ごとか書き付けんとする者発  
 見、追いかけて候え共逃げ失せ候由。

四月二十二日 御役所へ五ツ時御呼出しの上、米穀いよいよ高値につ  
 き非常の手当米銘と貯穀致し候様仰せ出され、糶廿五俵置候様仰せつ  
 けられ候。

四月二十三日 今朝化粧橋南方棒杭に張紙致し置き候ものを金子成三  
 写し来り見せ候。横浜交易につき国中困苦に迫り候事、右にかかわり大  
 利を得候者は天誅を加うべし、その意を解して改心の上、利を差出し貧  
 乏人に施し候えばその罪を免ずべし。若しこの意を悟らず利心を専らに  
 致し候者は忽ち身に血河流るべく候と書かれおり候。署名花押には岩城  
 大膳源忠勝、星井小五郎他連印これあり候。

五月四日 この度甲州表よりの御触書これあり候。今般甲州石和辺に  
 博徒共多数屯集横行致し、自然右の者当国へもまかり越し斗り難きに依  
 り、若し怪しき者見候わば用捨なく差押え、手に余り候えば打殺し候と  
 も苦しからず候。なおこの後とも浪人博徒その他無頼の者乱暴狼藉に及  
 ぶこと斗り難く候えば、あらかじめ近隣村々とも談じ半鐘合図など打合  
 せおき候上、一同手頃の品または鉄砲持参にて罷越す手筈肝要に候との  
 ことに候。

六月二十四日 川中島小森沢更級久右衛門方にて先祖の年回につき施

しのため白米百文に付壱升值段にて、八百文限り廿四、五兩日売出し候  
 旨張紙諸所に出し候由を以て、横沢その他町々より男女多数の米買人参  
 り候由、然る処右は何者の致し候張紙に候や、更級にては一向に存じ候  
 わぬ由にて、表山中稱荷山松代等よりもおびただしき多人数買いに参り  
 候事にて迷惑の限り、御役所にて村々の吟味始められ候。

六月二十五日 きのう小森沢に赴き候米買人夜に至るも引取らず、狼  
 藉に及び長屋門引破り火を焚き、そのほか打こわし候につき鉄砲打出  
 し、一人死に怪我人もこれあり、早速中ノ条松代御役所の御出役にて大  
 騒ぎの由承り候。

十月二十八日 五ツ時、金子成三来り、当節人氣穏かならず、いつ騒  
 めしき事に相成り候や計り難く候えば種々内談致しおき度き旨申し候  
 も、伊右衛門にては、若し自宅に押し参り候わば、その節は一身の覚悟  
 を以て取計い申す可く候え共、右風聞など有之候とて、見当もこれ無  
 く、際限もこれ無き事を内談等取計い候儀も限りなき事に候旨申し遣  
 し候。

極月七日 この間中所々に張紙これ有る趣は、こく屋新兵衛新井屋惣  
 八両方共酒造相始め候由、時節柄米穀高値にて一統難渋も不顧私欲の致  
 し方につき兩人共打ちこわし申すべき旨認めこれあり、右につき問御所  
 村にては双方相糺し候処、新兵衛方にては一向相始めず、惣八方にては  
 少々手始これあり候に付村方より申入れ差止め候て、右の段御含み下さ  
 れ未々へ御諭し下され候様にと同村組代、町々役元へ相廻り右の次第申  
 入これあり候由。

長野地方で、こんな日記が書き綴られている頃、中央においては既に幕府の崩壊が決定的になっており、この日記を書き終った二ヶ月後には、徳川慶喜が大政を奉還し、明治維新が始まったのであった。

### 維新前夜、武士に魅力を失う酒屋

明治維新の革命は、喰えなくなった下級武士の起ち上りと、それを助けた在郷商人らの新時代への待望意識と、もう一つには、自然発生的に「世ならし」を叫んだ百姓一揆のエネルギーと、それらの要素が結果したものだといわれている。では一体、この郷土あたりにおける在郷商人の先頭に立っていた酒屋衆は、その時にあたって、どのような意識を持っていたであろうか。嘉永二年四月一日に、吉野屋伊右衛門の書き残した日記が、そのことを興味深く物語っている。嘉永二年といえば、オランダ国王が幕府に国書を送って開国を勧告し、英仏船が琉球に来航、アメリカの黒船が浦賀にやってきたりして、欧米の資本主義国が頻りに迫り始めていた頃である。

四月一日 快晴。この日山極源右エ門殿（善光寺領寺侍）罷り越され、例の寺中侍衆の席順のことにつき、吉田氏（これも寺侍）との相談の結果を話され候。吉田の曰くには、伊右エ門かつて上席に候えども、ただ今は商いを営みおる者に候えば、清水名左エ門たとえ新参といえども御士格を以て御用部屋役仰せつけられ候以上、伊右エ門それよりも上席と申すことはあるまじく候との事。また伊右エ門若し上席の御士格望み候わば、お上においてはいつにても御取立て差支えこれ無き御意仰せられ候

の由、山極殿話され候。

然れば伊右エ門お答え申上候。伊右エ門なるほど商い仕り居り、只今は御用部屋役なども勤めおり申さず候が、去る文政年間、祖先御士格にとり立てられて御用部屋役相勤め、その勤功を以てわれらも上席に御取扱い賜り居る次第に御座候。而してその後、商い仕り候者より御用部屋役仰せつけられ候駒村与右エ門、藤田八郎、仁科紀平次、田村牧太、蟻川喜平等まで何れもわが養父よりは下座に候いて、別段故障もな

く今日に至り候。然るをこのたび御取立ての清水のみ上席につけられ候は、清水一存のことからに候や、お上の御意に候や。お上の御意に候えばそれも致し方これなく候えども、近来、御士格取立ての者共とかく侍風吹かせ候事いかかかと存せられ候。

次に、伊右エ門望みならば御士格御取立て、いつにても御意まこと

に有難く存じ上げ候えども、伊右エ門においては、如何様に重く御取扱  
い下され候とも家名の吉野屋伊右エ門を相改め候所存毛頭御座無く候。  
養父儀も兼ねて左様の心得にてまかり在り候間子孫にも申し聞かせ、本  
を外にして末を内々に致し候事は本意に存ぜず候間、ここにお話し申上  
げおき候と、山極殿にお答え申上候。

吉野屋伊右衛門は、近頃、侍風を吹かせる新参者の多いことを不愉快とし、改めての御士格取立てをも敢然としてことわったのである。殊に、この中で「家業こそ本であり、侍への取立てなどは末である」と断言している点は、まことに注目されなければならない。以前ならば、武士に取り立てられ、苗字帯刀を許されるということは正に家門の誉れであり、莫大な御用金を納めてもその地位を求めたがった筈であるのに、今は、商いこそが根元であるとい切ったのであった。もはや、侍などへの魅力は全くないのである。

幕末になると、この認識は独り伊右衛門だけの考え方ではなかったに違いない。もちろんその頃になっても、なお侍への魅力を持つ商人がなかったとはいえないが、しかし、おおかたの富裕な地主や商人たちは、元禄時代文化文政の時代から既に侍というものには、それほどに魅力を感じなくなっていた。彼らの富をより大きく築きあげていくためには、むしろ侍の社会、侍の政治が邪魔であり、その打破さえもが必要であると感じていたのである。必ずしも、それは理論的に体系づけられたものではなかったにしても、肌感するものであった。士農工商の身分社会が既に内側から分解を始め、その姿を逆転しようとしていたのである。

幕末になり、世情が騒然としてくると、どこの藩主も自家防衛のための軍備を固め、日に日に落ちこんでいく藩の財政を立て直すのに、必死の努力を傾けなければならなかった。彼らは、それを御用金として商人や地主に申しつけ、或は有力な商人に頼って、藩の財政を立てなおさせようとした。もはや、さむらいの権力などではどうにもならず、商人たちの経営手腕が必要だったのである。

善光寺の寺侍が、吉野屋伊右衛門に「もう一度御用部屋役の御士格になる気がないか、お前がそれを望むならば、領主様はいつでも取立ててやる用意がある」と持ちこんだのも、寺領財政の立て直しをさせようとしたためである。しかし、よしんば侍と手を組んでも、もはや昔のように、その権力を利用して家業繁栄の策に使えるような時勢でないことを、既に見てとっていた伊右衛門は、さむらいになり、財政の立て直しに当ることをことわったのであった。

ところで、どこの酒屋衆もが、すべてそうした藩命や御用金の申付けをことわり続けるわけにはいかなかった。たとえば、水内郡田子村の池田屋久吉は、飯山表からの莫大な御用金をことわり切れずに、有り酒全部を一挙に売り払って、金の工面をしなければならなかったし、伊那高遠の北沢家の場合も同じであった。誰れもが、それを完全にことわり得る力は、反封建的勢力の大きかりな結集を見ない限り生まれてはこないのである。信濃あたりでは、そうした結集までには発展することができなかったのである。

△北原真人、郷土誌信濃▽ 在郷の地主であり、商人である北沢家は幕末において、高遠藩財政再建という重要な一翼をになうことによって、藩権力と結びつくことができたのであるが、北沢家においては、その藩権力を自己のために利用することができず、得たものはただ身分的という形骸のみであり、かえって藩権力に利用されるという結果に終り、ついに反封建的勢力とはなり得なかった。